

令和 2 年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 1 2 月 4 日（金）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 2 年 1 2 月 8 日（火） 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 2 年 1 2 月 8 日（火） 1 6 時 2 2 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎 福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美

議 事 録

令和 2 年第 4 回定例会

[一般質問]

令和 2 年 1 2 月 8 日 (火)

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は、１４人につき定足数に達しております。 これから本日の議会を開会します。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１「一般質問」を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許可します。 １１番 木村博文議員
木村議員	おはようございます。 質問に入る前に、一言申し上げます。９月議会の冒頭でも申し上げておりましたが、コロナウイルス感染、これが止まりません。全国では感染者数が最高値を記録するなど、多くの方が亡くなり、また療養されております。心からお悔やみ、また、お見舞いを申し上げるところでございます。 本町を含む朝倉郡でも、８月から感染者が出ておりませんでした。先月、また、お一人の方の感染の報告がっております。この方も、しっかりとマスクをして予防されてあったと思います。しかし感染をされたということで、用心していても感染してしまうというのが、このコロナウイルスの怖いところであります。 町民の皆さんには、なお一層、気を引き締めていただいて、対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、通告書に沿って質問に入りたいと思います。よろしくお願いします。 年を明けますと、４月に田頭町長が今期の任期満了を迎えられます。皆さんご承知のとおり、平成１７年に合併し、当時の手柴町長の跡を継がれて、３期１２年にわたり筑前町の基礎づくりを担ってこられました。様々なご苦労があったと思っております。まだ４か月ほどありますので少し早いかもしれませんが、大変お疲れさまでございました。 そこで、４年間の締めくくりに、また１２年間の締めくくりに、町長としての施策及び政策の自己評価を、順次お尋ねしたいと思います。 質問が多岐にわたっておりますので、長くなると最後までたどり着けません。特に、この前段、質問する施策については、場面によっては客観的に、また簡潔に回答をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。 まず、行政サービスの評価ということでお尋ねいたします。 行政サービスの充実には、財政基盤の安定及び強靱化が必要不可欠なのは言うまでもありません。本町は、合併特例債を活用して有利な運営をしてきましたが、そのために借金が大きく膨らんだことも事実であります。また、現在、基金残高も多少減っております。 財政面についてどう捉えてあるか、まずお尋ねしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	おはようございます。お答えいたします。 まず、コロナ禍の中においての議会、日々でございます。私も緊張の日々を毎日過ごしているところでございます。 今ご質問がありましたように、今期４年、そして１２年に遡って財政問題を説明しようということでございます。 今日出席しております職員共々、苦楽を共にしたもののばかりでございます。その職員と、そして住民の皆様方と一緒にやって取り組んだ１２年というものを、少し振り返ってみたいと思います。

	今の筑前町は、先人先輩の方々が営々と築かれた成果としてあるものでございます。今を生きる我々は、その遺産を受け継ぎ、新たな社会情勢に対応しながら、磨きをかけて後世に引き継がなければなりません。その作業は、住民と行政との協働作業のほかありません。 その行政運営の要諦は、健全財政とまちの振興の両立を図ることです。健全財政と地域振興は両輪であります。筑前町は、15年前に2町が合併し誕生いたしました。新しいまちづくりのために、事業の促進に当たっては、まず国・県等の補助金の確保、さらには補助金には有利な合併特例債を活用していくこと、さらには目的基金を活用することがこの両輪を進めていくことだと確信し、積極行政を推進してまいりました。 特徴的な事業を挙げますと、まずは道路整備であります。就任初年度から、県道77号線山麓線の全線開通を県に強く要望してまいりました。あわせて、町単独事業としても、情報の道路ともいべき光ファイバー回線整備に取り組みました。 また、多目的運動公園ぼぼろ横の南北線道路新設をはじめ、やすらぎ荘入り口交差点整備など道路関係に約31億円、三輪中学校校舎改築やランチルームなど教育関連に19億円、大刀洗平和記念館に14億円、みなみの里に7.5億円、多目的グラウンド整備に19億円、防災行政無線に5億円など、町の課題と合併効果を上げるために取り組み、実現した事業であります。 あわせて、年間の借入金額が年間の元金償還以下であることを徹底し、借入残高の減額に努めてまいりました。結果として、町の一般会計において、平成22年度には190億円台であった借入金が、令和2年度には140億円台まで減額となりました。この140億円は、合併前と同水準であります。 令和2年度の基金残高は41億円と、ピーク時より約30億円程度減額となっております。 その中の目的基金は、道路、教育関連事業、多目的グラウンド整備などの事業財源のために、目的に沿って取り崩し充当し減額となったものであります。 財政調整基金は18.3億円となっております。財政調整基金は、国も注視しており、目的に沿った積立てが必要であります。令和2年度の町の財政調整基金率は、全国の市町村の平均以上であります。財政健全度を示す基準である経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率については、それぞれ健全ラインであり、借入金の減額と合わせて年々改善されていると言えます。 財政力指数については、県下自治体の中でも平均以下であり、自主財源拡充は本町の課題でございます。このため、人口増政策と、誘致したバイオマス事業等の税収増、さらには今後企業誘致による雇用と税収の増が期待できる取り組みを進めていく必要があると認識しているところでございます。 上下水道事業においては、合併後、下水道事業109億円、水道事業78億円と多額の投資を行い、短期間で事業完工となり、住民への事業進捗の公平感や、住みよい環境整備ができたことは、多くの町民の方が実感しておられるところでございます。そのことが、人口増、税収増にも連動していくと言えます。 反面、下水道事業の短期完工のため、借入金の償還金が今後8年間は返還が非常に厳しい状況となるため、一般会計に目的基金10億円を留保し、毎年一定額の繰り出しを行い、下水道会計の健全運営を堅持していくことにしているところであります。 次に、国保会計収支の改善であります。合併以降、一般会計からの法定外繰出金依存の収支が、令和元年度決算において大幅に改善され、黒字となり、一般会
--	--

	計の負担軽減と国保会計内での基金運用が可能となったことも、特筆すべき財政運営と言えると思います。 また、合併時にはなかった、ふるさと納税も、昨年度は2億円を超える収入となっております。 以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	次に、教育関係についてお尋ねいたします。 これは教育長にお尋ねするべきかもしれませんが、町長は1回目の当選からこの教育については熱い気持ちで取り組んでこられました。もちろん、総合教育会議のトップでもあります。 町長としての評価をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	教育関連についてお答えいたします。 教育は未来への架け橋である、未来への投資であるとの信念で、教育委員会との連携のもと、積極的に教育行政への環境整備に取り組んでまいりました。 教育施策は教育委員会の所管であります、予算を伴うものは町長との合意事項だと認識しております。 私は、就任時から、教育行政に新しい風をとの思いで、町外から元高校の校長を教育長として招へいし、さらに町村では少ない現職教職員の指導主事を2名配置いたしました。また、A L Tにつきましても現在5名の配置としております。 加えて、一部少人数学級の先駆的導入や、中学生の英語検定受験料の全額助成等を行ってまいりました。 施設整備につきましても、三輪小学校や中学校の校舎改築や、夜須地区各小中学校へのランチルームの整備、積極的なパソコン・電子黒板等の導入を進めながら、いち早く小中学校の普通教室に空調設備を整備いたしました。現在、国の方針とも連動し、G I G Aスクール構想の具現化に向けて環境を整備中であります。このような環境のもと、各小中学校は、10年前より徐々にではありますが確実に学力が向上していると言えます。 また、町民の長年の素朴な疑問であった公立高校の学区制の取扱いについても、県に積極的に要望し、普通高校普通科進学を選択肢の一つに小郡高校の進学が可能となりました。 アフタースクールも開校しておりますが、これも空調設備の整備や指導主事の導入の効果だとも言えます。 教育は、即、成果が見えるものではありませんが、今後も積極的に支援をしていく必要があると認識しております。 以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	次に、環境問題ということでお尋ねしたいと思います。 昨今、ご承知のとおり自然災害が大変増えております。本町でもため池決壊、また道路の通行止めなど、大きな災害も発生しております。 そういうことで、町としても対応の様々な面で求められるものも大きくなっております。 また、環境問題で外せないのが、サン・ポート関係です。このサン・ポートの更新が7年後に迫っております。方向性についても、現在調整中ということで報告も受けております。 この2点を含めて、環境面の対策の評価をお尋ねいたします。

議 長	田頭町長
町 長	災害関連とサン・ポート問題ということでございます。 まずは災害関係。 防災・減災のために、さらに情報伝達機関として、防災行政無線の再整備を行いました。県内でも数少ない取り組みであり、近隣自治体からも視察等を受けている状況でございます。大いに活用されていると思われます。 次に、災害であります。 本町は九州北部豪雨、西日本豪雨等、3か年連続の豪雨災害に見舞われました。特に、昨年の西日本豪雨災害を受け、役場内に特別災害対策班を設け、災害復旧に全力で取り組んでまいりました。災害当日、道路寸断により孤立化した山間部の緊急復旧対応のため、深夜に知事、自衛隊への協力要請を行い、自衛隊出動による徹夜の復旧工事により一部道路が開通し、青少年自然の家に宿泊していた子どもたちの避難と、住民の重病患者の救出がなされ、人命被害に至らなかったものであります。 さらに、決壊した中島池や地藏谷池の堰堤は、災害時よりもより強固となるよう県等へ要望し、復旧が実現したところでございます。 さらに、防災会議の充実を図り、町防災関係等との連携で防災訓練を実施いたしました。このことも減災につながったと、区長さん等から意見をいただきました。訓練の効果と重要性を再認識したところであります。 また、河川の流水対策として、草場川、山家川、曾根田川の浚渫工事を積極的に働きかけ、県により順次工事が実施されたところであります。 この他、県道77号線山麓線の3か年にわたる災害復旧工事は、私も、知事・地元県会議員等へ強く要望いたしました。県も精力的に取り組まれ、片側通行ではありますが、今月18日に片側通行となる予定でございます。 次に、サン・ポートであります。 私も、町長就任時最大の課題であると、そのような認識のもとに取り組ませていただいております。栗田にあります、ごみ処理施設サン・ポートの今後の課題についてであります。広域の施設ではありますが、筑前町にある施設として、私が組合長を務めさせていただいております。建設において、困難を極めた施設でもあります。私も、前手柴町長からも設立の状況を伺っておりました。私も、この組合長就任は、筑前町にとって重大な事業であるとの認識のもと、覚悟を持って臨んだところでございます。 施設開設後、15年余が既に経過いたしました。建設時の地元との約定書に、25年後に施設を閉鎖する条文があり、今後の施設運営のあり方について、構成市町村で議会とともに鋭意協議中であります。建設時より予測以上に人口減少が進行し、さらに、久留米市においては、脱会について市議会への提案準備がなされている状況です。構成団体も、意見の相違が見られ、合意形成に困難を極めております。私も、毎年、栗田区の総会へ運営状況を報告し、意見もいただいているところでございます。 地元の今までのご理解とご協力に感謝し、構成団体と地元との今後の方向性の合意について、鋭意、努力してまいります。 以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	次に、町民の健康面についてお尋ねします。 先ほどの財政のほうの回答にもありましたが、本町では以前から国保会計に一般会計から法定外繰入れをして大きな負担となっておりました。

	しかし、担当課をはじめ、積極的な取り組みにより黒字会計が報告されるように好転しております。本当にありがたいことです。 しかし、これは保健サービスとは少し違うかもしれませんが、町民の今の最大の関心事は、やはりコロナ感染に対する健康不安だと思います。インフルエンザ予防接種などの補助をしていただいておりますが、この辺りを含めて、健康面についてお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	国保関係につきましては、今、議員が質問したとおりでございます。職員、住民一体となってこの問題に取り組み、結果として黒字になったと、本当にありがたいと思っていますところでございます。 そういった結果が出まして、国保会計においても、合併以降、基金を取り崩しまして、一般会計からの法定外繰入金、法定では認めていない繰入金を充当するという実質的に赤字決算を続けておりました。 しかしながら、数年後には県下統一の事業運営も準備がなされておまして、本町も将来に現在の負担を継続させない改善が必要であるとの判断で、歳出の見直しと医療費削減、さらには保険税値上げという被保険者の負担をお願いし、令和2年度は黒字決算となったところであります。まさに、町の医療費削減の努力と住民のご理解・ご協力の結果だと思います。 しかしながら、今年の新型コロナ感染による影響の見通しが立たない現状にありますので、基金を確保し、今の施策を継続していくことが重要だと考えます。 新型コロナ対策は、世界的にも、いまだ確たる感染予防対策が確立されておりません。国策と県の指針に連動しながら、三密防止、手洗い、消毒を住民の皆様にも協力を呼びかけてまいります。 インフルエンザ助成金は、まだ医療機関にワクチンが不足しております。ただ、住民の方々あるいは医療機関からは、支援制度に好感を持って実践してあるとのことであります。新型コロナとのダブル感染防止のためにも有効であったと思います。新型コロナ対策、国・県等々の指導指針も参考にしながら、積極的に取り組んでまいります。
議 長	木村議員
木村議員	次に、福祉面についてお尋ねいたします。 福祉サービスは、町民に直結したサービスであり、高齢者福祉についても、本町は今現在、高齢化率が29.9%まで進んでおります。町民が求められるものも大きくなっておると思います。 この現場では、需要が増え、民間を含めたサービス提供者は減り、職員を含めたお世話する人も足りない状況があることはご承知のことだと思います。 この状況をどう評価されますでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 議員もご承知のとおり、市町村合併は、少子高齢化対策のものでございました。そして、人口減少対策でもあります。合併によりまして、管理部門職員を統一合理化し、専門職部門に配置する、特に福祉部門の拡充を図るというのが目的の一つでもございました。 合併前と比較すれば、福祉部門の予算は数倍に増大し、職員数も大きく増加しているにもかかわらず、人手不足が生じております。 国も、実情は理解しているものとされ、今後、広域事務の推奨やA I オンラインの活用等、新たな研究検討が必要だと考えます。また、課の再編等も検討課題

	だと思ひます。 以上でござひます。
議 長	木村議員
木村議員	次に、農林商工についてお尋ねしたいと思ひます。 本町の基幹産業であります農業の現場では、米・麦など、厳しい経営状況にあります。が、国の有利な補助金等を積極的に活用した経営支援や、みなみの里での販売経路の開拓など、取り組みを展開してこられました。 今年、道の駅も誘致されて、これから情報発信も充実していくことが非常に楽しみです。 この農林商工の取り組みについての評価をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 本町の農林業の振興は、基本は米・麦・大豆の土地利用型農業の振興であることは、将来の食糧問題を展望したとき、また、「とかいなか」のまちづくりを目指す本町にとっては根幹であると思ひます。 私は、「とかいなか」という表現は、都市計画的用語で言えば、田園文化都市だと言えます。 筑前町は、合併前から田園都市を^{ひょうぼう}標榜してまちづくりを推進してまいりました。それは、ほぼ全町に都市計画区域を設定し、開発地域として用途地域を設定する一方で、農業振興地域を指定することによって農用地区域を設定し、圃場整備による農地の高度利用を図る、このことにより土地利用の混乱を防ぎ、整然とした土地利用がなされていると言えます。 確かに、用途地域内農業振興白地地域においては課題も生じていますが、まちづくりの根幹をなす土地利用は、航空写真等で^{ちやうかん}鳥瞰すれば実感できるものであります。 これは、筑前町の国家１００年に立った政策であったと言えらると思ひます。 約２５年ほど前、ウルグアイ・ラウンド対策として、大型の国家予算が投じられました。そのとき、筑前町は、カントリーエレベーターの整備等に併せて、大型農業機械コンバイントラクター等の導入事業を行いました。 他の自治体、例えばうきは市は、これにより大型の野菜直売所が整備されました。 私は、将来の筑前町の農業は、都市近郊型も併せ促進すべきだと考え、園芸農業の推進と、地の利を生かした地産地消の直売所も整備すべきだと考え、事業推進した中、国道３８６号沿線に直売所とまと、それにいちご等の施設ができたわけでございます。その延長線上に、こういった隙間産業と言えらるものから、一次産業施設として、みなみの里の建設に至ったものであります。 土地利用型農業は国策だと言えます。積極的に国費を活用したスマート農業の推進や、輸出をにらんだ多様な園芸等の高度生産を目指して努力する必要があると考えます。 また、地の利を生かした道の駅の活用を促進します。道の駅につきましては、太宰府、朝倉を結ぶ通過点とならないよう、南北、国立青少年自然の家あるいは平和記念館との連携を今後進めてまいります。 林業は、森林環境税が３０年間からの創設運動の成果として導入されました。これは、山林を私的財産であると同時に国民の財産だということが理解されたという証明でもあります。制度を活用し、本町に立地した木質バイオマスをも活用

	して森林整備を促進いたします。 商工政策の基本は人口であります。人口とは、定住人口あるいは交流人口、最近は関係人口という表現もなされております。人口減少地域は、交流人口政策を、特に観光事業等に活路を見いだすべきだと思います。本町は、上下水道や教育環境の整備など、住環境の整備に努力してまいりました。定住人口安定対策であり、その成果として人口が増加しております。定住人口一人当たりの年間消費額が120万円相当だとは、国の試算であります。久留米商工管内での人口増加は、久留米市と本町だけだそうであります。この10年ほどの間に、国道沿線に、飲食店、スーパー、ドラッグストア、病院等、多くの事業種が進出してまいりました。人口増は、商工業にとって総合的なビジネスチャンスだと考えます。 以上であります。
議 長	木村議員
木村議員	次に、都市計画についてお尋ねいたします。 今の回答の中にも用途地域などがあったと思いますので、重ならない範囲でお尋ねしたいと思います。 本町では福岡市、久留米市に容易に通勤できる位置関係、また、町長がいつも言われております「とかいなか」、このバランスのよさ、またインフラの整備や地方自治創生の取り組みの効果もあり、おかげさまで人口3万人も、すぐそこまできております。そのため、居住区では、道路整備等を含めて新しい課題も多く出てきております。 この辺りをどう評価されるか、また、都市計画については企業誘致がございす。南部の企業誘致ゾーンにおいて、二転三転した事案もございました。本町は近隣自治体に比べると大きな企業が少ないように感じております。この企業誘致は、税収面や上下水道会計、また雇用についても大きな効果があることはご承知のことだと思いますが、なかなか進まないようでございます。 この現状をどう捉えてありますでしょうか、お尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 筑前町の地の利のよさは、多くの人が実感しているところだと思います。合併以降、一旦人口減少傾向でしたが、近年増加傾向に転じております。従来と地の利は変わらないわけですので、都市基盤の基盤であります上下水道が整備されたこと、教育環境のよさが口コミ等で広まったこと、さらに、バス停、駐輪場の整備、運動公園の整備など、子育てに優しいまちであることが知られるようになったことも一因であります。 さらに、地域の活性化もございす。画一的な観光政策ではなくて、みなみの里は地産地消であり、大刀洗平和記念館は町民の平和を願う思いを発信することで、まちのイメージが出来つつあるということです。 一昨日、新型コロナ対策事業として、小中高校生を対象に、米・卵等をカントリエレベーターで配布いたしました。このことは、町の若い世代が農業の町であることを実感してくれたと思います。加えて、稲わらでのわらかがしの制作、そんなまちに住みたいという口コミが広がることによって、そのことが一番の力だと思います。 古くて新しい言葉「シビックプライド」、ふるさとに誇りを持ってみんなのために行動する人という意味だそうであります。筑前町は元気があると言えます。元気の源は希望であります。 企業誘致につきましては、木村議員のいわれる効果が期待できます。昨今の社

	会情勢を考慮しつつも、積極的な取り組みを推進したいと考えています。企業誘致はまさに地域間競争であります。木質バイオマス企業も、県内の自治体間誘致活動の中で本町に決定され、4月に稼働開始し、今後の林業振興と税収増が期待できます。 ヤクルト誘致も、県内外10自治体を超える誘致競争の中で、本町を選定していただきました。本町も、当初、テーブルには上がっておりませんでした。農業振興地域の除外ができることを条件に選定対象となったところです。いまだ未着工ではありますが、災害やコロナ対応等も検討されているようでございます。諸般の事情で施設内容について再検討がなされているとも伺っております。先月、別件で東京上京の折、ヤクルト本社を訪問いたしました。その折に、他県の自治体の首長とも入れ違いでございました。それぞれに誘致活動がなされております。 また、久留米筑紫野線の本町4車線化に伴い、大型の食品関連企業との誘致活動を行っております。さらに、北部山間地域に畜産施設の立地も進められています。それぞれが準備調整で、数年要すると考えられますが、将来の子どもたちの雇用機会創出と税収増のために、今、努力すべきであると認識しているところでございます。 以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	次に、質問の要旨（2）の総合評価を問うということでお尋ねします。 町長は、「為せば成る筑前のまち、学ぶ力、稼ぐ力、守る力で筑前創生」ということをマニフェストに掲げて町長に就任されました。4年経って、その政策的な部分で総合的な評価をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	私も、4年前に「学ぶ力、稼ぐ力、守る力」という約束を住民の方々にお約束し、職員共々努力してまいりました。マスタープランの中にも、この項目が挙げられて、具体的な事業が今展開中でございます。 これは、職員、副町長共々、黒子となって努力している最中でございます。それぞれの項目ごとに報告することはできますけれども、今までの説明と重複いたしますので割愛いたします。 しかし、どんなに努力をしても、住民の評価が全てだと考えます。その評価の一つとして、総合計画時の町民アンケートがあります。「あなたは、このまちに愛着を感じ、住みたいと思いますか」という質問に対し、前回12年ほど前の調査では約70%でございました。今回は79%と、約10ポイント上昇しております。また、人口も、10年ほど前は2万9,200人台でありましたが、現在、2万9,980人となっております。理由は、地価や都市近郊の利便性等様々でありましようけれども、増加の要因の一つは、上下水道の整備、教育環境、図書館、子育て支援、みなみの里、平和記念館、わらかがし等、地域魅力の取り組みが、マスコミ・ロコミで伝えられたことが大きいと思われます。まさに住んでよかった、訪ねてよかった、そして住んでみたい、帰りたいまちとして評価されているものと考えます。 以上です。
議 長	木村議員
木村議員	次に、これからのまちづくりということでお尋ねいたします。 まず、このような形でストレートにお尋ねすることが適切であるかどうかは定かではありませんが、冒頭でも申し上げましたとおり、来年4月に町長の任期が終

	わります。続投を考えてありますでしょうか。それとも、引退を考えてあります か。お尋ねしたいと思います。 また、あわせて、続投、引退に関係なく、今の筑前町に必要な政策をどう捉え てあるか、お尋ねしたいと思います。昭和50年に入庁されて46年、長きにわ たり町政に関わった頃からこそわかる、これからの筑前町に必要なものをどう捉 えてあるか、お尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	ちょっと前後いたしますけれども、私の整理で説明報告させていただきます。 私が12年前、町長出馬を決意した理由の一つに合併問題があります。15年 前の三輪・夜須の合併は、国・県が希望した合併した形態ではありませんでした。 県は朝倉一本化による10万人規模の自治体構想でございましたが、三輪・夜須 町民は熟慮を重ね、複数の選択肢から2町合併を決定いたしました。私もその一 人として、この合併をぜひ成功させなければならないとの思いからでもあります。 そのためには、合併の弊害とも言われておりました町の中心部から遠い地域が衰 退するという学者の指摘がありました。そのことから、町の南北にあたるみな みの里と記念館の整備と運営に力を注いだところでございます。 南部は記念館や少年大使館、さらに交差点改良等の行政投資、それに呼応する ように企業立地、保育所、スーパーマーケットの進出で、人口も増加している状 況です。北部地域は、山麓線の開通やみなみの里の盛況により、バイオマス等の 企業や飲食店等が立地してきております。また、人口減少は、まだ進んでおりま すが、地域は元気を取り戻しつつあると言えます。これも合併効果だと言える と思います。 それで、現在がどのような課題があるかということでございますけれども、私 も46年間以上、役場等の生活を続けております。その46年間、私はどの部署 に異動いたしましても、地域維新とは何かと、そのことが念頭にありました。宮 崎県の綾町、大分県由布院の安心院・大山、愛知県の安城市乙羽、滋賀県野洲町、 公私とも機会があれば、幾度となく訪れ、数時間、町を見聞してまいりました。 機会は少ないんですけれども、東京出張の折は必ず、横浜市役所の農政課、緑政 課を訪ね、大都市の農業的土地利用について指導を受けたものであります。そこ で学んだことを一言で言えば、今も昔も変わらないキーワード「イノベーション」 でありました。当時から心おこしこそ地域づくりであると、そして、今も、やは りイノベーションこそ地域づくりであると、このことは40年経っても変わらな いと感じているところでございます。 町長職は公選でございます。4年ごとに住民の審判を仰ぐわけであります。例 え、無投票であつても、それは審判であります。謙虚に振り返り、新たな4年間 として社会の変化に対応しながら、まちづくりを推進していかなければなりませ ん。 この4年間は、それ以前の8年間との大きな違いがございました。この4年間 は、日本は阪神大震災、東日本大震災等大災害に見舞われてきましたけれども、 身近なものではありませんでした。しかしながら、九州豪雨により、同じ朝倉管 内での大災害を目の当たりにし、さらに本町も豪雨による山間地孤立やため池決 壊など、前例のない災害特別警報を受けたところです。 また、これは全世界的な出来事です、新型コロナウイルスの感染症の脅威で す。これは、私どもの生活に新しい価値観をつくり出そうとしております。新し い価値観のもとで、少子高齢社会、人口減少社会への対応を講じなければなりま せん。

	かつて100年ほど前、第一次世界大戦の折に、世界大戦の戦死者は1,500万人、しかし、同時に感染したスペイン風邪による死者は5,000万人とも言われております。そして、その感染と大戦と感染症対応の反省から生まれたものが保険機構を含む国際連盟の設立だと学びました。私も、コロナウイルスからさらなるものが生まれることを期待し、努力しなければならないと思います。 そういった中で、町の喫緊の課題を少し述べてみます。 まずは、サン・ポート問題だと考えます。 次に、災害対策、特に老朽化したため池対策でございます。 それから、国・県等の指導に準じながらも、コロナウイルス感染症対策、ピンチをチャンスにする努力が必要だと考えます。 それから、進行中の企業誘致、これは、今、非常に大事な時期でございます。企業誘致を促進する必要があると思います。 さらには、経済が落ち込みますので、税収減による行財政運営が翌々年度から困難を極めます。その対策が必要であります。 さらに、老朽化した中学校体育館、各校舎、保育所、文化財管理や戦跡などの対応、その対応等が必要でございます。 また、少子高齢社会に対応した役場の組織機構改革も必要だと考えます。 次に、みなみの里、平和記念館の、より安定した健全運営に努力する必要があるかと思っております。 また、高齢者の団体であるボランティア団体等は、非常に運営が困難になっております。そういった団体への活動支援が必要だと考えます。 それに国道386号沿線の篠隈地区への歩道整備。自転車等も増えてまいりますので、歩道整備の早期完工が望まれます。 それから、山間地域につきましては、みなみの里、それから山麓線の開通、光ファイバーの敷設、この3本柱として進めてまいりましたけれども、まだまだ人口減少には歯止めがかかりません。人口減少等の対策が必要だと考えます。 様々でございますけれども、そういった課題が今後の町の喫緊の課題として必要になってくると考えます。 それから、私の今後の進退についてでありますけれども、今日このような貴重な質問、私の答弁の機会をいただきました。このことは、住民の方々もかなり注意をもって、関心を持って聞いていただいている、見ていただいているものと思います。 私が12年前に決意した時期は1月でございました。このことを受けまして、今回も私の答弁等をしっかり聞いていただき、様々なご批判をいただき、そして、年明けの1月に、ぜひ態度を表明させていただきたいと考えているところでございます。 以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。 進退については、明確にはできないということでもございました。 しかし、今も言われましたとおり、11ありましたですか、課題がまだしっかりと捉えられてあるということで、それを達成、解消するためにも、しっかりと頑張っていきたいと、私は個人的には気持ちがあるんですが、やはり今言われましたとおりに、その中に入っておりますコロナ問題、これから先、何に対して、いろんな課題の中で、コロナ問題が一番大きいと思っております。これが長くなればなるほど、経済の衰退が大きくなる。そうすると、やはりいろんな面

		で、できない、我慢しなくてはいけないことが起きてくる。以前、リーマンショックですか、のときは1国の1企業が破綻しただけで、世界的にあれだけ大きな影響があったということです。今度のコロナによって、まだどれぐらい続くか分からない中で、アフターコロナにおいて、この舵取りと言ったら自治体の首長として本当に大変なところがあると思います。だから、今度、立候補を予定される方は、本当に特別の気持ちがあつて決断があつてではないとできないと思いますが、無投票も2回続いております。これもまた無投票となると、これはちょっと心配するところではありますが、なんと申し上げましても、あと4か月あります。この4か月を、しっかりと次につながる部分で頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。 あと15分ありますね。すいません、ちょっと前後して申し訳ないんですが、大体そこそこの質問のときに回答に対して質問すればよかったんですが、ちょっと間に合いそうになかったので、2点ほど気になったことをお尋ねさせてもらいます。 今申し上げましたように、経済の部分において、この財政調整基金について、議会とも以前からいろいろな考え方を示されました。標準財政規模の20%を基準に、それプラスの部分で余裕を持つてということで、今、財政調整基金が保有されてあると思います。 しかし、いろんな報道等とかも見ますと、このコロナ禍によって、やはり必要以上に出ていく部分が多くて、自治体単独の持続化支援金を出せなかったと、今回。あちこち出した中で、出せなかったと。何でうちだけ出してくれないんだというような悲鳴も、そういう自治体も出てきているようでもあります。そんな中において、やはり、今までのプラスの部分で必要かなと、その財調について思うわけですが、その辺りの考えを、すいません、前後して申し訳ありませんがお尋ねいたします。
議 長	町 長	田頭町長
		お答えいたします。 財政調整基金は、全国、総務省もかなり注視しております。あまりにも財調が多い自治体については、交付税措置も考えるような意見も一部出ているようでございます。そういった意味から、基金につきましては、きちっと目的を持って積立てが必要だという認識であります。 例えば、コロナウイルス等々については、コロナウイルス基金とか、そういったものを新たに設置する必要があるかもしれません。当然、財源は必要でございすけれども。国のほうは、今年度を明けたら大型の補正がなされますけれども、そんなふうに交付されるも大いに結構なんですけれども、将来のために基金として活用できるような国の支援制度があっても私はありがたいと思うところがあります。そのことは、町村会等を通じて要望してまいります。 ただ、財政調整基金は、全国の平均、国の一般的な補助事業等の指針によりますと、標準財政規模の1割程度という考え方が示されております。1割程度、うちは75億円程度が標準財政規模でございますので、それでいえば7億から8億程度ということになります。それではなかなか財調としても心配するところもございすので、約2倍程度ということでうちは考え、さらにそれ以上アップした形で、今、留保しているところでございます。 ただ、うちのほうの課題は、先ほど申し上げましたように借金の多さもございすので、下水道とか、さらに合併事業等々も様々にございすので、そういった償還金への財調の充当のためには減債基金というものがございすので、そち

	らのほうに、一部、基金の積立てを行うことも必要かなと思っております。 しかしながら、基金の限度額というのもありまして、仮に１００億持っておっても朝倉並みの災害がくれば無理であります。したがって、ここ１年をカバーできるような、そんな基金はいつも利用しておく必要があると。それ以上になったときは、また根幹的にまちづくりを改革し、そして国等の支援を仰ぐしか方法がないと考えているところであります。 しっかり努力をしながら、家計と同じであります。しっかり貯金もしながら、しかし基金も活用しながら、まちづくりを進めていかなければならないと考えます。 以上です。
議 長	木村議員
木村議員	もう１点だけちょっとお尋ねします。 インフルエンザの予防接種です。先ほど言いましたけども、なかなか地域の中でインフルエンザのワクチンが足りなくて、もう諦めましたという声を結構聞くんです。しっかりと町の補助もしていただいて、接種についての負担については有利になっているんですが、ワクチンがなければどうしようもないということで、これは全国的にもいろんな問題になっておるみたいで、この足りないという部分は。 コロナワクチンは、国では来年前半には確保したいということで言っているんですが、これが入ってきたときに、これもインフルエンザワクチンと一緒に、インフルエンザワクチンは、自治体は調整とか何とかには入れないということで、民間にお任せでされてあるということで、ワクチンを多く確保しているところと少ないところとか、何かばらつきがあるみたいなんです。コロナワクチンがなった場合、これは国の動向にも多分よると思います。自治体の判断ではできないと思いますが、やはりちょっとでも早く、きちっと全町民に渡りするような取り組みをしていただきたいと思いますと思うんですが、ちょっとそこが不安に思いますので、お尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 インフルエンザの予防接種についても、このような状況であります。まして、コロナのワクチン接種は、かなり混乱、困難を伴うとも考えられます。しかし、そういった困難をできるだけ少なくするためにも、今、すでに県下あるいは厚労省等々で対策を検討中でございます。ただ、ここ１、２か月では、まだまだ無理な話でございますので、そこに３、４月に照準を合わせながら、今後、接種体制について国からの指導、それと町の考え方等を整理していく必要があろうと思っております。検討は始めております。 以上です。
議 長	木村議員
木村議員	今回の一般質問は時間の配分が悪くて、前後して分かりにくかったと思います。申し訳ございませんでした。 以上で私の一般質問を終わります。
議 長	これで、１１番 木村博文議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 １１時ちょうどより再開いたします。 （１０：５２）

再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (1 1 : 0 2)
議 長	7 番 田口讓司議員
田口議員	皆さん、おはようございます。 昨年から中国湖北省武漢市で発生しました新型コロナウイルスの第3波が押し寄せています。ワクチンもようやく開発がなされ、来年3月までには日本にも届くとのマスコミ報道がなされております。あと少しの辛抱でございます。お互いに頑張りましょう。 それでは、通告書に基づき質問します。 まず、1つは町の振興について、2つ目に環境問題について、3番目に今後の農業をどう考えるかというふうなことで、順次質問していきます。 1の町の振興についてであります。県道53号線（久留米筑紫野線）の4車線化が着々と進み、近い将来、交通量も増えて沿線開発が考えられますが、町はどのように考えてあるかお尋ねします。それとともに、農業振興地域の見直しは考えてあるのか、併せてお尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 県道久留米筑紫野線沿線につきましては、大分自動車道筑後小郡インターチェンジと、九州自動車道筑紫野インターチェンジへのアクセス道路であることから、新たな産業拠点の位置づけと考えております。また、四三嶋工業団地につきましても、このアクセスの利便性を理由に、複数の企業から問い合わせがあつていところでございます。しかしながら、道路沿線のほとんどを農振農用地に指定しておりまして、開発を進めていくには、いくつかの法手続をクリアしなければなりません。現在の4車線化が進捗してまいりますと、企業から開発に関する問い合わせが出てくるのが想定されます。町としましても、事前協議等を積極的に関わり、今後の優良企業誘致に努めたいと考えるものでございます。 以上です。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 県道53号線4車線化により、福岡都市圏、久留米広域圏等への交通アクセスがさらに充実し、まちの魅力の向上に大きな役割を果たすものと期待をしております。農振の関係で、一般論、基本的な考えになります。しかしながら、農振除外の基本的考え、一般論といたしましては、国県道などの主要幹線沿いであることの理由だけでは除外はできないところです。除外の可能性として、具体的な転用計画があり、法の定める要件を満たすもの、法的にクリアできることが必要であり、併せて、その目的が筑前町総合計画及び都市計画マスタープランに掲げる将来都市像の具現化に適合するものについて、県と農振見直しの協議を進めてまいります。あくまで、農業に支障がないということを確認した上で進めるというようなところになります。 以上です。
議 長	田口議員
田口議員	農地転用はなかなか難しい問題があります。その中で、第一種農地転用不許可の例外規定というのがありまして、今課長が言われましたように、国県道だけではどうのという話がありましたけれども、国や自治体の事業に関係する場合とか、農業に関わる建物や工作物を設置する場合、特別な立地条件を必要とする建築物

	の場合、一時転用や大規模な事業の用に供する場合があります。おおよそ４点ぐらいに分けられますが、３点目の特別な立地条件を必要とする中で、流通業務施設、休憩所、給油所、自動車修理工場等が該当しますが、住民に有利な政策を施していくようお願いします。 次に、２番の環境問題についてお尋ねします。 １の空き家対策についてですが、不良住宅は現在何戸あるのか。私の集落にも転々と空き家が増えています。そして、庭木や雑草が近所迷惑となっているのが現状です。 ２番に、不良住宅に充てる補助金はあるのかというふうなことでお尋ねしたいと思います。
議 長	都市計画課長
都 市 計 画 課 長	お答えいたします。 まず、１点目の不良空き家でございますが、筑前町の空き家につきましては、全部で３６２戸把握しております。 不良度をＡランクからＤランクの４段階に分けておりまして、内訳としましては、利活用可能な不良度Ａ、Ｂが３００戸、管理不全な不良度Ｃが４３戸、老朽化した不良度Ｄが１９戸でございます。何かしら手を加えないと住めない空き家が、ＣとＤを合わせまして６０件ほどの状況でございます。また、空き家率としましては３．５％、県の空き家率が１２．７％であることから比較しますと、本町は県内では低いほうにございます。 以上です。 失礼しました。続けて、町の補助金の件でございます。 現在、空き家に関する補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策における空き家移住安心支援事業を実施しております。これは、町内の空き家を有効活用するため、リフォームまたは建て替えを行った費用の一部を２００万円を上限で助成するものでございます。ただし、都市部から密を避けて町内移住を促進する事業なので、あくまでも町外の方が移住することが条件となります。 ほかの事業としましては、隣接する朝倉市や県内の２０ほどの自治体が、一定の基準で危険と判断された老朽空き家解体工事に５０万円程度を上限とする補助事業を行っております。しかしながら、本町では実施していない状況です。 本来、空き家は個人の財産であり、所有者の適正な管理責任がございます。また、老朽危険空き家に補助事業を採用しますと、危険な状態になるまで放置する可能性も考えられますので、慎重を期するものでございます。空き家対策につきましては、これまでどおり、町の助言・指導を継続して行いながら、今後本町に適応した制度を検討してまいりたいと思います。 以上です。
議 長	田口議員
田口議員	不良住宅に充てる補助金はあるのかというふうなことで、本町だけ、ないわけでございます。私もいろいろ相談を受けたわけですが、やっぱり庭木や雑草が近所迷惑になるということで、いろいろ言いますけれども、なかなかそれが実行されない。そういう中で、やはり少しでも補助金があれば強く勧められるというふうなことができるかと思います。 朝倉市不良空き家等解体撤去補助金交付要綱が、東峰村と朝倉市ができておるわけでございます。筑前町だけ、そういう形でまだできてないという形でございます。今後、考えていただきたいと思いますが、再度、町長もどんな見解ですか。
議 長	田頭町長

町 長	お答えいたします。 朝倉市等が補助金制度があるということでございます。うちのほうも、空き家については民間事業者と積極的に協力して、うちでならこそ、民活が利用できる地理的有利性もございます。朝倉等がやっているということで、今後、検討していきたいと思います。
議 長	田口議員
田口議員	よろしくお願ひしたいと思います。 次に、墓地霊園についてであります。まず土葬はできるのかというふうな、何ていいますか、私自身が火葬ばかりだと思っておりましたので、ちょっと疑問が出てきております。 最近、私の周りにちょいちょい話を聞くんですが、梨山の跡地、太陽光発電跡地、荒れ地の果樹園跡地に、墓地霊園の話をよく聞きます。その中で、はっきり言って、いろんな宗教があるわけでございますが、土葬はできるのかという質問をさせていただきます。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えしたいと思います。 まず、土葬ができるのかということでございます。墓地埋葬等に関する法律におきましては、埋葬、火葬、また改葬を行おうとするものとして、埋葬を定義づけられておりまして、土葬についても認められているという状況でございます。 しかしながら、同法第5条では、埋葬、火葬または改葬を行おうとするものは、厚生労働省の定めるところによりまして、市町村長の許可を受けなければならないというふうになっております。 市町村長の許可に書かれしめた趣旨は、埋葬、火葬等が国民の宗教感情に適合し、かつ公衆衛生その他の公共の福祉の見地から行われるように、勝手な埋葬、火葬を禁ずる点にあることから、埋葬の許可申請をした場合に、埋葬の場所等からして、公衆衛生その他公共の福祉に適合しないものであるときは、市町村長はそれを許可しないことができるというふうに解することができます。 それと、新たに墓地を設置する場合におきましては、先ほど申しました墓地、埋葬等に関する法律第10条及び筑前町墓地等の経営の許可等に関する規則に基づき、申請手続を規定しているところでございます。 厚生労働省の墓地経営管理の指針によりますと、墓地使用权の販売等々によりまして、一時的に多額の金銭が集中することで、これを墓地経営でなく、他の事業に回した結果、多額の損失を被り、回収不能に陥る事例等、様々な事例が近年発生しているところでございます。 そういったことを受けまして、地方公共団体以外の者が墓地を安定的に経営するのは大変厳しい現状を鑑み、墓地経営主体は市町村等の地方公共団体が原則として規定されているところでございます。よって、開発事業所等々によります墓地等の経営許可申請がなされたといいたしましても、許可に至るケースとしては極めて困難な状況にあるのかなというふうに考えているところでございます。 また、墓地の設置場所等につきましては制約がございます。河川または湖沼、湖や沼地に隣接しないこと、また近接しないこと、飲料水を汚染するおそれのない土地であることなど、汚染するおそれがないという科学的根拠を示すことは非常に困難な状況です。現実的には、埋葬、土葬でございますけれども、難しいかというふうに考えられるところでございます。県の保健事務所等々の見解も交えながら判断をいたしたところでございます。 以上でございます。

議 長	田口議員
田口議員	私も初めていろいろ調べまして、日本に宗教法人は、いくつあるのかというふうなことで、18万1,064の宗教法人はあるそうです。これは、教義・儀礼・施設・組織などを備えた社会集団であるということで、18万1,064の宗教法人があるということです。この内訳は、文部科学大臣所轄と、都道府県知事所轄に分かれておるというふうになっております。 この中で、宗教法人にはいろんな教義があるが、イスラム教には火葬は認めておらず、土葬であると。墓地埋葬等に関する法律では違反ではないと。昭和23年5月31日、法律第48号の情報でございます。 先月、11月3日の西日本新聞朝刊に、大分県の日出町にイスラム教徒の土葬専用墓地にする計画が出され、町も住民も大変困ったということが載っております。その中で、3年前によく別府市に隣接する同町南畑の山中に、約8,000平方メートルの土地を見つけ購入。計画では約100区画の専用墓地をつくるということで町に必要書類が提出され、事前調査中というふうなことが載っております。 このようなことで、大変、日出町は町が混乱しておるというふうなことで、今言われたように、周りに河川、それから沼地、そういうのがなかった場合はどうなるのかというふうなことが、私も新聞を読みよって思ったところでございます。また、このことが、我が筑前町にも起こりうる話であろうかと思えます。今後、こういうことも起きないとは言えませんが、注意というか参考にして対応していただきたいと思えます。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 今議員がおっしゃいましたように、大分県では大きな問題になっております。各県においても、様々な事象が発生して、今現在、訴訟中といったところもあるようでございます。 ご指摘のように、最初に回答いたしましたように、国民の宗教感情に適合し、かつ公衆衛生その他の公共福祉の見地から判断をします。ですから、そのことが何を申しているのかというと、住民感情といったものも十分考えられます。先ほども触れましたように、慎重かつ総合的な判断で対処していく必要があらうかというふうに考えておりますので、今後についても、そのような視点で考えていきたいというふうに考えているところでございます。議員のほうからも何か情報等がありましたらお寄せいただければ幸いかなと思っております。 以上です。
議 長	田口議員
田口議員	こういうのは、起こらないほうがいいわけですが、事例として出てきておりますので、より慎重に対応していただきたいと思えます。 次に、今後の農業を考える中で、一つに新型コロナウイルス感染症の大流行、7月の水害、稲の害虫であるウンカの大発生、今年はいろんな悪いことといえますか、そういうのがありまして、農家も大打撃であると。 そういう中で、農家への手だてをどう考えておられるか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 議員おっしゃったとおり、今年、様々な自然現象に我が町も見舞われ、農業も影響を受けております。これについて、町は農家が営農意欲を失わないように手だてを考え実行してまいりました。

	まず、新型コロナウイルス感染症の対応では、町として、コロナの影響を受けた農業者へ事業継続の資金を交付して支援を行いました。 また、野菜生産農家等の支援で、ドライブスルー生活安心事業により野菜等の食材を活用いたしました。 あわせて、国・県の補助事業支援につなげていこうと、園芸農家を対象とした国の支援金の申請を取りまとめるとともに、コロナ対策事業として、感染拡大を防ぐための農作業の自動化や、労働力不足を補うための農業機械の導入支援を行いました。 水害については、7月の大雨で農地や水路などの農業施設が被害を受け、農業災害補助事業での復旧や、小規模なケースでは地元施工の多面的機能支払い交付金で復旧を目指しています。 また、台風によりビニールハウス損壊の被害があり、災害復旧の県補助申請を行い、農業経営の支援を行っています。また、農業共済金での経営再建も行われているところです。 次に、ウンカについては、今年全国で24府県、九州では福岡、佐賀、熊本、大分という北部九州で警報が発表され、農家へ警戒や対策が促されました。被害状況を共済組合に確認したところ、幸い、本町は他地域に比べると被害は少ないほうとのことでした。早期の防除や、防除効果の高い薬剤の使用を呼びかけたJAの指導も有効、適切だったと思われます。 それから、また、被害ということ言えば、今年是一部圃場でジャンボタニシの食害も発生しています。長雨で田の水位が高くなり、稲を食べやすい環境となったことも一因と考えられています。 このように、今年、相次ぐ自然災害やウイルス、病害虫などの自然現象により、農業にとって厳しい局面が続いています。農業者の方々が営農意欲を失わないよう、県・JA・普及センター・共済組合などの関係機関と連携しながら、しっかり経営継続や経営再開に向けた支援をしていきたいと思います。 以上です。
議 長	田口議員
田口議員	新聞によりますと、20年産の米の作況指数は、九州7県のブロックで言いますと不良と、不良の中でも80で、全国で最低であるというようなことが言われております。その中で福岡は80とのことでございます。麦はまあまあ、大豆は不作である状況から、JAからの仮渡金も少ないらしいと。所得補償に入ればいいじゃないかというふうなことで共済組合が進めておりますけれども、これもいろいろ条件がありまして、青色申告をされてある方とか、そういう制限があります。そのような中で、およそ80%の人が入っていないという状況になっております。 夢のある農業政策を町がリードしていくというふうなことで、今後、お願いしたいと思います。 私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。
議 長	これで、7番 田口譲司議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 午後1時より再開します。 (11:30)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。

	(13:00)
議 長	4 番 石橋里美議員
石橋議員	通告に従いまして、高齢者福祉の充実及び図書館利用の充実について質問させていただきます。 まず、初めに、高齢者福祉の充実についてです。筑前町における高齢化の現状を見ていきたいと思います。 日本では、平均寿命の伸びと少子化の進行による若年人口の減少から高齢化が進み、2025年、令和7年には、団塊の世代全てが後期高齢者を迎えることになります。 筑前町におきましても、町の人口は、平成12年以降、微増傾向で推移しており、令和2年11月末時点では、2万9,980人となっています。 そこで、65歳以上の高齢化の状況はどのようになっているのでしょうか。平成12年度と令和元年度から過去3年間の高齢者人口と高齢化率の推移をお尋ねします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 平成12年度、29年度、30年度、令和元年度の順に回答いたします。 高齢者人口5,488人、8,532人、8,739人、8,881人。高齢化率19.0%、28.8%、29.5%、29.7%でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	総人口の伸び率は、平成12年度からの伸び率が3.4%と大きな増はない一方で、高齢者人口を見てみますと、高齢化率は、平成12年の19%から令和元年度末の29.7%と10.7%上昇し、令和元年度末における福岡県の高齢化率27.2%や国の28.7%より高い数値で推移しているので、筑前町では高齢化がはっきりと表れていることが分かります。 この現状を踏まえまして、ここからは、平成30年3月に策定されています第7期筑前町高齢者福祉計画について質問してまいります。 当計画では、本町の高齢者を取り巻く課題として、介護予防、重度化防止に向けた対策や、在宅医療の充実及び在宅介護との連携、認知症施策の推進、高齢者が元気に活躍できる社会づくり、高齢者を介護する家族等への支援の充実の5つの課題に対しまして、地域包括ケアシステムの進化や、地域で高齢者を支えるまちづくり、誰もが安心して生活できる、活躍できるまちづくりの3つの基本目標を掲げ、各種の施策を推進するとされています。この3つの基本目標を達成するため、9つの施策の方向と、24の事業、取り組みを挙げられています。 町では、第7期高齢者福祉計画が今年度末で終了することから、次期計画に向けて、これまでの取り組みの成果も検証しながら進めてあると思いますので、その中から、いくつか質問させていただきます。 まずは、第2次筑前町総合計画の中で、5年後の要介護認定率を16%と目標値が掲げられていますが、令和元年度から過去3年間の推移をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 平成29年度15.6%、平成30年度15.28%、令和元年度14.94%でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	要介護認定率が年々低くなっているということは、非常によいことだと思います。町におけるこれまでの取り組みの成果も大きいのではないかと思います。

	町としてどのように分析されているのか、お伺いいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 要介護認定数についてでございますけども、平成29年度1,304件、平成30年度1,312件、令和元年度1,303件と、数年横ばいが続いております。議員ご指摘のとおり、介護予防事業等の成果が一定は出ているかというふうに考えておりますけども、最も大きな要因としましては、人口の構成によるものだと考えております。 要介護認定率は、高齢者人口分の介護認定数でございます。最も人口構成の多い世代、一般的に団塊の世代と言われている世代の高齢化が現在進んでおります。この世代の方はまだ介護を必要としない方が多数を占めておりますので、分母のみが伸びております。結果として、要介護認定率は低下する結果となっております。 一般的に、75歳を節目に加齢による医療や介護が必要になってくるとということが統計的に出ておりますので、この団塊の世代の方がこの時期に差しかかる数年先から、要介護認定率については増加に転じるというふうに考えておるところでございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	次に、高齢者世帯の現状を見ていきたいと思います。 平成12年度と令和元年度から過去3年間の高齢者世帯の推移について、高齢者のいる世帯数と、そのうち、一人暮らしの世帯数及び高齢者夫婦世帯数をお答えください。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 先ほどと同じように12年度、29、30、令和元年度の順に回答をいたします。高齢者のいる世帯3,288、5,701、5,808、5,926世帯、高齢者のいる世帯のうち、一人暮らし世帯374、1,504、1,564、1,629世帯。高齢者のいる世帯のうち、高齢者夫婦世帯423、1,246、1,109、1,162世帯でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	高齢化が進むにつれて、高齢者のいる世帯は、当然ながら増加していきますが、このうち、一人暮らしの世帯が年々増加しています。 先ほどの答弁にもありました平成12年度末の374世帯から、令和元年度末では1,629世帯と、実に1,255世帯、約4.4倍増加しております。 また、高齢者夫婦も、平成12年度末の423世帯から令和元年度末では1,162世帯と、739世帯、約2.7倍増加しております。 筑前町のこの現状を見ますと、今後も高齢化が進む中で、高齢者世帯の一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯が今まで以上に進むと思われますが、第7期高齢者福祉計画の各施策を進める中で、いろいろな課題もあったと思います。 今後、高齢者世帯の一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯増加に対して、どのように取り組みをされるのでしょうか、お伺いいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 基本的には現在の介護保険制度の取り組みの拡充ということになってくるかと思えます。その中でも、特に、介護予防対策ですとか、全体として地域包括ケアシステムの進化、推進、それから包括的な支援体制、そういったものの充実が大

	変重要になってこようかというふうに考えております。国の施策ですとか、第8期の福岡県広域連合の計画の動向を見据えて、適切に対応して参りたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	私の85歳の母も、今、長崎で一人暮らしをしております。少し認知症の気配があり心配もありますが、今のところ身の回りのことは自分でできているので、近くにいる親戚や地域の方にお世話になっているので助かっております。でも、正直、今後のことを考えると、家族として不安になります。また、亡くなった主人の両親も老老介護でした。母は認知症を患っていましたので、介護の大変さが痛いほど分かります。 本町でも、今後、高齢者世帯の一人暮らしや高齢者夫婦世帯の増加は目に見えています。これまでの取り組みを検証した上で、高齢者福祉計画に反映させ、しっかり取り組んでいただきたいと思います。 次に、認知症の問題についてです。まずは、筑前町における認知症高齢者の実態について伺いたいします。 町で把握できている最新の時点で、家庭外で日常生活に支障を来すような症状、行動や、意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態が見られる、いわゆる認知症ランクⅡa以上の高齢者は何人おられ、要介護支援を受けられている方の何%を占めているのか、また、その方々のうち、在宅で生活されている方は何人でしょうか、併せて伺いたいします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 令和2年8月1日現在、Ⅱa以上の高齢者については750名、57%でございます。そのうち、在宅の方は488名でございます。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	第7期筑前町高齢者福祉計画の中で、認知症施策推進事業として、認知症初期集中支援事業や、認知症地域支援ケア向上事業が挙げられておりますが、具体的にはどのような取り組みをされているのか、伺いたいします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 認知症対策について、認知症の方及びその家族が、住み慣れた地域で暮らしていけるよう様々な対策を講じておるところでございます。認知症初期集中支援事業については、朝倉記念病院に委託し、専門医を含む医療介護福祉スタッフによる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断、早期対応のための体制を整えているところでございます。 認知症地域支援ケア向上事業につきましては、福祉課内に認知症地域支援推進員を3名配置し、様々な支援や普及啓発活動を行っております。また、認知症の方を地域で支えていくために、認知症見守り応援者、認知症サポーターの養成講座の開催、認知症ガイドブック、認知症ケアパスの作成、また、認知症の方、そのご家族の認知症に関心のある方など、どなたでも参加できる認知症カフェ、「さくらかふえ」を開設しております。また、認知予防事業としてアクティブサロンを毎週1回、脳トレ予防教室を各週1回開催するなど、その予防に努めているところでございます。 認知症などにより行方不明になった場合に、早期発見保護を目的として、関係機関、団体等と協力体制を構築しています認知症高齢者等SOSネットワーク事

	業、それから、QRコードを活用した認知症保護情報シールを配布しているところでございます。 また、認知症などで判断能力が低下し、財産管理や日常生活上の契約などに不安がある場合の成年後見人制度活用に係る支援も行っているところでございます。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	今紹介がありました中で、認知症高齢者等SOSネットワークですけれども、現在のこの登録状況はどのようになっていますでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 登録者16名でございます。うち、施設入所者が2名ということでございます。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	そこで、私が認知症施策推進事業といたしまして提案したいのが、高齢者等認知症損害賠償保険の導入です。 他の自治体でも導入を進められているこの保険の経緯について、若干説明させていただきます。平成19年12月に愛知県大府市で、家族が目を離したすきに、要介護4の認知症患者の男性が線路内に立ち入って、電車にはねられて亡くなり、鉄道会社は、男性の妻と別居の家族に対して、事故による振替輸送費等の損害賠償約720万円を求める裁判を起こしまして、最高裁まで争われ、注目を集めた裁判がありました。結果的には、最高裁判決では、監督義務者不在と判断され、賠償請求は棄却されました。しかしながら、この裁判では、監督責任を問える客観的状況があれば、離れて暮らす家族も責任を問われる可能性があり、逆に監督義務者がいない状況で、認知症患者が加害事故を起こした場合にも、被害者は救済されないという問題がありました。 平成元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議で決定された認知症施策大綱の五つの施策推進の中の一つとして、認知症バリアフリーの推進を掲げられて、認知症に関する様々な民間保険の推進が挙げられております。 令和元年11月の新聞記事によりますと、神奈川県大和市や神戸市など、少なくとも39の市町村が制度を導入していると紹介されておりました。 民間企業でも、新たに認知症保険に歳入する動きもあり、高齢者が徘徊し行方不明になった際の捜査費用などに備える商品も販売されているようです。一般的な保障内容としては、認知症の家族が店で商品を壊してしまったとか、認知症の家族が介護施設でスタッフや他の利用者にけがをさせてしまった、認知症の家族が火の不始末で火災を起こし、延焼してしまったなど想定されます。この保険の契約は、契約者は自治体、被保険者は認知症の住民という形になります。 今後、筑前町でも高齢化が進み、認知症認定者数も増加することは予想されますし、若年性認知症になる方もいらっしゃると思います。認知症の方の事故などで家族が賠償責任を問われる、また、法定監督義務者がいない状態で認知症患者が事故を起こした場合に、被害者が救済されない可能性もあります。被害を与えた側、被害を受けた側、どちらも安心して生活できるまちづくりのためにも、高齢者等認知症損害賠償保険を導入してはいかがでしょうか。ご所見をお伺いします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。

	２００７年に発生したＪＲ認知症事件では、認知症の方が起こした損害を誰が負担するのかというところが大きな争点になっておったところでございます。 判決は、議員おっしゃるとおり、二審では介護する家族の責任を認めましたが、最高裁では、認知症本人の責任をもちろん、その家族の責任をも否定をしております。この判決によりまして、認知症の方が起こした損害については、議員ご指摘のとおり、被害者は救済されない可能性がございます。 この判決や認知症の案件ではございませんけれども、２０１３年に起きました、子どもが自転車で歩行者と衝突し死亡させ、保護者へ高額な損害賠償が確定した事件など、大変記憶に新しいところでございます。これらの事件によりまして、民間の安価な個人賠償責任保険が急速に普及してまいっております。 全国を見ますと、認知症の方が起こした損害は社会で負担しようという観点から、議員おっしゃるとおり、その個人賠償保険の保険料を負担する自治体も少ないながらも出てきておるところでございます。その動向を注目しているところでございます。 町としましては、現段階では認知症本人もしくは家族が保険に加入すべきであると考えております。認知症のご家族などに機会あるごとに保険加入のお勧め、また認知症ケアパスや広報紙での周知啓発活動を行いたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	今の答弁ですけれども、損害が起こった場合の賠償保険というのは、認知症本人もしくは家族が加入すべきであり、認知症のご家族などに機会あることに保険加入を勧めるというお答えでしたけれども、果たしてその周知啓発活動の実効性はどの程度あるのでしょうか。 本町でも、高齢者の方の行方不明の事案が、令和元年度は２件発生しました。家族や警察署から捜索依頼があった場合、町としては消防団での捜索や防災無線、防災メールまもるくんでの配信で対応してあるそうですが、先ほどの答弁でもありましたとおりに、認知症Ⅱa以上の方が、７５０人のうち自宅で生活している方が４８８人いらっしゃる現状の中で、認知症高齢者等ＳＯＳネットワークに登録されている方は１６人ということで、僅か３％です。先ほど、認知症地域支援ケア向上事業について様々な取り組みを紹介していただきましたが、この事業に参加されない方も多くいらっしゃると思います。また、参加されていても、この認知症に係る個人損害賠償保険をご存じない方もいらっしゃると思います。 町長のご所見をお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 個人保険の問題は、昨年の集中豪雨災害のときに、様々に冠水した地域において車が破損したといった問題が起こったときに、町へ盛んに問合せがございました。この件についても非常に心苦しくは思ったんですけれども、やはり個人保険で対応していただきたいということで返事をしたところでもございます。 今議員が質問されております認知症対策にいたしましても、かなり保険料は安価だとも伺っております。そのことも含めて、今の事業、すでに取り組んでおりますので、この事業周知をより徹底するように、担当課のほうでも進めていくように指導したいと思います。
議 長	石橋議員
石橋議員	加害者も被害に遭われた方も、誰一人として不幸にならない社会を実現するために、ぜひとも前向きに検討していただくことを要望いたしまして、次の質問に

	移らせていただきます。 次の質問は、図書館利用の充実に移ります。 近年、小中学生のスマートフォンやゲーム機器の長時間利用の割合が高いなど、メディア接触が多く、生活環境の変化は読書に大きな影響を与えております。読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、様々な効果をもたらすことから、本町では、コスモス図書館とめくば一図書館の2つの施設で、読書活動を推進しておられます。このため、あらゆる年代における読書の啓発と町立図書館の積極的利用の促進を図るために、筑前町総合計画の読書活動の推進に向けて3つの施策方針が掲げられております。その中に、「読書が好きな子どもを増やします」「図書館サービスのさらなる向上に取り組みます」とあります。全国の小中高等学校の児童生徒の読書状況について、毎年調査が行われている学校図書調査があります。2019年6月に実施された調査結果を見てみますと、学校で先生や司書に本を勧められるのは、小学生で41%、中学生で30%、高校生においては25%に留まり、本を勧められる経験に乏しい児童生徒が多くを占めている状況がうかがえます。何を讀んだらよいか、わからない児童生徒が多いのではないかと心配されるところです。 このような実態を踏まえまして、学校では子どもたちの状況に応じたきめ細やかな読書指導を行ってあると思いますが、現在、どのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えしたいと思います。 議員ご指摘のとおり、読書は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするものであり、欠くことのできないものであります。学校においては、自ら進んで読書をし、読書を通して人生を豊かにしようとする態度を養うために、国語科の学習において、発達の段階に応じて系統的に指導することが求められております。具体的には、できるだけ多くの本に触れる機会をつくり、親しみを持てるようにするために、読み聞かせなどを行います。また、同じ題材で違う作者の作品を比べる、一人の作者の様々な作品を比べるなどの比べ読みや、調査・報告・伝達等のために読む、調べ読みなどを行っております。また、授業以外では、例えば学校の図書室においては、子どもや先生が書いた紹介文をつけて展示したりブックトークをしたりするなどのきっかけづくり、カーペットを敷いてリラックスして本を読むことができるようにする場の工夫などに取り組んでおります。さらに、日常の学校生活においては、朝の活動として読書の時間を設定するなど読書のための時間を確保し、読書の充実に努めておるところでございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	先ほどの教育長の答弁でも、場の工夫に取り組んでいるということはすばらしいことだと思います。今後、子どもたちの読書意欲を高めるためにも、先生たちには子どもたちと本との橋渡しをしていただきまして、読書の充実に取り組んでいただきたいと思います。 次に、学校と家庭との連携はとても大事ではないかと思っております。先の調査結果から、家の人と読んだ本についてよく話をする子どもほど本をよく読む傾向が浮かんでいます。学校だけではなく、家庭における読書活動を充実させるための取り組みも必要でないかと思っております。 筑前町総合計画の主な取り組みといたしまして、家庭・地域・学校の連携による子どもの読書習慣化の取り組みとあります。具体的にはどのようなことをされ

	ているのか、お伺いいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 全国的に、学年が上がるにつれ、本を読まなくなる傾向がございます。取り組み、啓発といたしまして、筑前町では子ども読書活動推進計画を策定し、毎月23日は家読の日と設定、家庭、親子などで本を読んで触れ合う時間をつくるなどの防災無線による啓発を行っております。また、小学生読書リーダー育成講座の開催、具体的には、読み聞かせの仕方、本の紹介、ポップ作りを行うことにより、本のよさを校内のほうに広めてもらうリーダーの育成に取り組んでおります。そのほかに、小学生の図書館見学、中学生の職場体験、高校生インターンシップの受入れと読み聞かせ会の実施、地域ボランティア団体によるおはなし会の実施など、図書館に行きたくなる気持ちの向上を念頭に、学校や地域と連携を図っているところでございます。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	次に、同じ筑前町総合計画の中に、目標実現に向けた取り組みの中の行政が務めることとして、「展示内容を工夫し、魅力ある図書館づくりを推進します」とありますが、具体的な取り組み内容をお伺いいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 魅力ある図書館づくりといたしまして、定例おはなし会の開催や、春・夏の怪談、ハロウィン、クリスマス時期に行うスペシャルおはなし会の実施、雑誌リサイクル、ブックリサイクル、自主展示コーナーでは月毎のテーマ展示や図書館で募集した読書感想画の展示などを行っています。また、読書力向上のために始めたスタンプラリーは、クリアすることにより、雑誌付録を抽せんでもらえる企画で、大変好評を得て、利用者や貸出し冊数の増加につながっております。成果として、貸出し冊数を比較いたしますと、福岡県平均では10年前が人口一人当たり5冊、平成30年度には人口一人当たり4.51冊、全国では5.23冊となっております。筑前町では、人口一人当たり年間約10冊の貸出し冊数となっており、全国、福岡県を大きく上回っている状況でございます。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	年間貸出し冊数で、筑前町が平均10冊ということで、全国、県を約2倍上回っているということはすばらしいことだと思います。また、この中にありましたスタンプラリーについては、私も知りませんでした。町の11月の広報紙の図書館だよりに掲載の件が掲載されておりましたので、多くの方に参加していただければ幸いかと思っております。 それで、私は、この図書館サービスのさらなる向上のために、書籍除菌機の導入をしてはいいかと思っております。私の知り合いのアレルギーをお持ちの若いお母さんと話をする中で、図書館に置かれている本はたくさんの人が触っているので雑菌が怖く、また、たばこやいろんな臭いがあって利用したくないということでした。図書館で、本を借りるどころか読むことさえも敬遠されている現状をお伺いして、何とか図書館の本を毛嫌いされずに済む方法はないかと調べる中で、この書籍除菌機があることを知りました。 この除菌機は、紫外線を使って30秒で書籍を殺菌消毒でき、ウイルス・雑菌を約9割以上除去し、風によってページの中のごみや埃、また髪の毛やダニなど

	を除去すると言われております。また、たばこやペットの臭いも除去できます。 今年9月に導入されております朝倉市の図書館を、先月訪問いたしました。ちょうど、女性の方が利用されておりました、借りた本を自分で機械にかけて、30秒間殺菌されているところでした。約1回で約6冊消毒することができるそうです。図書館の職員の方も、毎回、返却本を手作業で消毒されておりますが、この除菌機を利用することによりまして、清潔感がよりプラスされ、保護者の方は、乳幼児など、子どもたちのためにも、絵本や児童書を図書館から安心して借りられるようになると思います。直接、自分で消毒できるため、図書館の本に対するイメージアップや信頼感アップにつながり、貸出し図書の増加、読書人口の増加なども期待できるのではないのでしょうか。 筑前町では、令和2年第5次補正予算で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業といたしまして、図書館パワーアップ事業が成立しております。この図書館パワーアップ事業として、図書の借入履歴が記載された読書通帳を導入するものです。現在、具体的な検討に入っているようですが、読書通帳を導入する効果は、自分が読んだ本の情報を目に見える形で記録することができ、読書への意欲づけや読書習慣の確立のために大いに役立つものと思っております。 この図書館パワーアップ事業の一環として、未来を担う子どもたちが、学校にはない、たくさんの良書に図書館で出会うことによって本に親しみ、読書の楽しさ、すばらしさを感じながら健全に成長していけるよう、この書籍除菌機の導入をぜひ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 書籍除菌機、図書除菌機につきましては、議員がおっしゃるとおり、紫外線による除菌や、送風によるほこり、髪の毛、ふけなどの除去、並びに本に付着したたばこ臭などを取る機器として、数年前に開発された製品と把握しております。お調べしましたところ、令和2年の新型コロナ感染症拡大を受け、除菌への関心の高まりから、全国3,300館ほどの公立図書館中550館ほどが除菌機を導入している状況でございます。 新型コロナウイルスへの除菌機能は検証されておりますませんが、機器の機能や導入した図書館での利用状況等を踏まえ検討してまいります。 以上でございます。
議 長	石橋議員
石橋議員	最後に、町長のご所見をお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 今、生涯学習課長が説明をいたしました、教育長所管でございます。十分に検討されて、必要だという判断が現場からなされれば、予算等の配慮をしたいと思っております。
議 長	石橋議員
石橋議員	一人でも多くの町民の方に町の図書館を利用していただくためにも、ぜひ検討していただきますようお願いいたします、私の一般質問を終わらせていただきます。
議 長	ここで、4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。

	13時50分から再開をいたします。 (13:43)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (13:50)
議 長	9番 奥村忠義議員
奥村議員	早速でございますが、通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。 まず、大きな(1)番の教育施策の中で、小中学校におけるいじめ対策についてでございます。 まず、最初の質問でございますが、先月の11月17日の新聞紙面に県内学校の問題行動調査が掲載されておりました。その中で、いじめ認知件数で、小学校が8,820件、中学校が2,921件となっていました。この数字は、2019年度のいじめ認知件数でございますが、いじめ防止対策推進法が施行された2013年と比較して10倍近くになるそうです。これは別にいじめが増加したわけではなくて、法律の趣旨が浸透し、学校側が積極的に認知報告するようになった結果だと聞いております。 大人の社会にもあるいじめ、子どもの社会にあって当たり前じゃないかといったことを耳にしたことがございます。でも、それは私は間違っていると思います。子どものうちにしっかりとした教育を身につけることによって、いじめが悪であることを認識させ、いじめのない立派な大人へと育ててほしいものでございます。 そこで、本町での不登校の件数を、まず、小中学校別にお尋ねしたいと思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 令和2年度の不登校の件数は、10月末現在で、小学校が22名、中学校が26名であります。この件数は、毎月各学校から提出されるいじめ、不登校等調査及び事件事故に関する報告に基づくものでございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	今お聞きしましたが、不登校の児童生徒に対しての家庭訪問は、誰がどのような形で行っているのか。また、家庭訪問を行うことによって登校するようになった児童生徒がいたら教えてください。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 不登校の児童生徒に対しての家庭訪問については、基本的には学級担任が行っておりますが、組織的な対応という観点から、担任一人ではなく、学年職員や支援加配教員、養護教諭等で計画的に行っております。このような取り組みにより、登校につながっているケースもございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	それでは、次の質問に入ります。 いじめには、暴言、シカト、無視、暴力等、様々ありますが、その都度、当然のこと、いじめ対策は講じていらっしゃるものと思います。過去のいじめに対してどのような対応をしてこられたのか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 まず、いじめの実態把握についてご説明いたします。

	学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめ防止対策推進法第23条により、速やかにいじめの事実の有無の確認及び教育委員会へ報告するようになっております。学校においては、校内いじめ対策委員会等で協議の上、いじめとして認知しています。その後、先ほど回答しました、いじめ不登校等調査及び事件事故に関する報告により、町教育委員会で把握をし、福岡県教育委員会へ報告を行います。 次に、いじめが原因での不登校の児童生徒の数については、平成30年度から今年度までの3年間で1名となっております。
議 長	奥村議員
奥村議員	いじめが起きたときには、第三者委員会を設置されていると聞いています。できましたら、第三者委員会の正式名称とメンバーの活動について、具体的な説明をお願いいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えします。 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行うときに設置する第三者委員会の名称につきましては、筑前町いじめ問題調査委員会としております。メンバーである委員の活動につきましては、筑前町いじめ問題調査委員会設置要綱第2条により、重大事態に係る事実及びその過程を調査し、審議するとともに、再発防止のための提言を行うこととなっております。
議 長	奥村議員
奥村議員	それでは、次の大きな(2)番に入りますが、いじめが起きたときの対策についてでございますが、加害者についての指導や教育、また被害者に対しての謝罪等は、いつ、どこで、どのようにして行われているのか、お尋ねします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 いじめに対する基本的な考え方として、発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まずに、速やかに組織的に対応をするようにしております。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、加害児童生徒指導を行っております。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切というふうに考えております。 被害者に対しての謝罪の時期や場面については、いじめの事案により検討する必要があると考えますけれども、決して形式的ではなく、自らの本心の下で謝罪できるよう指導することが望ましいというふうに考えております。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	いじめの事実等を早期発見することにより、早い段階での謝罪を加害者側が行うことや、先ほどの回答にもありましたが、いじめ防止対策推進法に基づき、学校側が早く認知し、隠蔽体質をなくすことが必要不可欠だと考えますが、このことについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 先ほどと繰り返しになるかもしれませんが、いじめの情報を特定の教職員でとどめるということではなくて、組織的に情報を共有して対処していくことが大切であるというふうに考えております。
議 長	奥村議員

奥村議員	被害者に対して、非常に被害者は心が傷ついていることだと思います。また、暴力によった後遺症も残っているかと思いますが、そういった心のケアはどのようにして行っているのか。また、保護者に対してもどのような対応をしておられるのかをお尋ねいたします。
議 長 教 育 長	入江教育長 お答えします。 いじめられている児童生徒については、心情を十分理解し、本人の立場に立って話を聞くとともに、あなたを全面的に支援する、そして守り抜く、このことをきちんと伝えることが大切だと思っております。自分のことを心配し、守ってくれる人があるという安心感を持たせるとともに、必要に応じて、緊急的措置として別室登校などの対応もしておるところです。また、必要に応じてスクールカウンセラーによる面談等も行っております。 保護者については、いじめの事実関係と今後の対応を伝えます。その際には、不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮をし、問題の解決に向けて理解と協力を得ることが大切だと考えております。
議 長	奥村議員
奥村議員	まずは早い段階での、加害者が被害者に対して、ご両親も含めて、心から謝罪するのが一番だと私は考えますが、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。
議 長 教 育 長	入江教育長 お答えします。 先ほどと、ちょっとダブるかとは思いますが、被害者に対しては、謝罪の場というのは少しでも早いほうがいいとは思いますが、そのいじめの事案により、十分に検討する必要があると思いますので、最初に申し上げましたように、決して形式的になってはいけないと思いますので、十分、本心の下で謝罪することができるように指導した上での謝罪というふうに考えます。
議 長	奥村議員
奥村議員	よく、酒飲みの席とかでよく周りの方から聞かれるのは、子どもは非常に傷ついているんだと。その対応が遅れたり、先ほども言いました、対応がまずかったりした部分に対して、学校長や関係教諭の対応が遅れたり、対応が適切じゃなかったときの、関係教師に対するペナルティはどうなっているんだということを耳にしますが、このことについてどうお思いでしょうか。
議 長 教 育 長	入江教育長 お答えいたします。 そのような場合には、内容によって適切な指導や対応を行う場合もあるかと思いますが、その時その時の、その状況に応じて適切な指導をしたいと思っております。
議 長	奥村議員
奥村議員	それでは、よろしくお願いしまして、次の大きな3番、コロナウイルスが原因でのいじめはという質問に入らせていただきます。 郡内において十数件の新型コロナの感染者が報道されています。児童生徒に感染が出ていないにしても、近親者に感染された方がいた場合に懸念されるのが、感染者の身内だと判明したときにいじめに遭うのではないかとといったところが懸念されます。どのような対策を講じてあるのかをお尋ねします。
議 長 教 育 長	入江教育長 お答えします。 新型コロナウイルスの感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指

	導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮する必要がありますというふうに考えます。 そこで教育委員会としましては、文科省のほうからの通知の新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A、それと、福岡県教育委員会からの通知であります、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人権侵害の発生や拡大を防ぐための対応についてを学校へ周知し、各学校において研修を行っておるところでございます。 また、各学校において、アンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施しまして、悩みを抱える児童生徒の早期発見、早期対応を組織的に行っておるところでございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	筑前町の小中学校では、こういうことがあってはならない、ないかとは思っておりますが、悲しいことに、身内に感染者がいなくても、医療従事者がいるということだけで、バイ菌扱いされるなどの誹謗中傷、いじめに遭っている子がいると、テレビニュースや新聞などで見たり、聞いたりすることがございます。自分が感染したときや、また、コロナ感染じゃなくてもほかの病気を患ったときなどに面倒を見てくるのは医療従事者の方であるといった認識を児童生徒に持たせていただくのが大切なことだと私は考えます。そういった部分での指導、教育をよろしく願いますとともに、一日も早い新型コロナウイルスの終息を祈りまして、次の質問に入ります。 それでは、次の2番でございます。環境美化についてでございますが、町の環境美化に関する苦情への対応はという点については通告書に示しているとおりでございますが、午前中、田口議員の一般質問にもございましたが、空き家や、現在お住まいの方もいらっしゃると思いますが、庭木の枝等が道路にはみ出しているところが見受けられます。この件に対しての苦情等が年間どれぐらいあっているのかお尋ねしますとともに、また、自転車で走行中に車が正面から対向してきたときに、よけきれずに顔や頭等をけがするといったことも懸念されます。このことについて賠償問題や近隣トラブルにもなり得ると考えます。こういった事案についてお尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	それでは、お答えいたします。 民間の隣接地におけます樹木の越境及び雑草の繁茂に対します苦情件数については、環境防災課把握で、令和元年度、81件、令和2年度におきましては、11月末時点で72件となっているところでございます。 苦情の申出がありますれば、その現場を確認し、管理者に対し、整備に関する通知を発送いたしまして適正な管理を促しているところでございます。しかしながら、法的な強制力がないため、管理のお願いにとどまるケースが多いという状況でございます。 なお、お尋ねの、樹木の枝が道路に越境し、交通に支障を来しているなどの場合については建設課において対処しておりますので、そちらのほうから回答させたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	建設課のほうで把握しているところでご回答を申し上げます。 年間1、2件あるかないかの程度でございます。ご相談があった場合の対応につきましましては、直接、管理者のほうで対応していただくようにお伝えを申し上げ

	ているところでございます。 以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	その際に、環境美化委員の方とか区長さんとかにもお知らせしてあるんでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 民間地の隣接に関します所有地の整備については、区長さんに報告等をやっております。また、道路に越境する場合についても、区長さんのほうに連絡をいたしまして、対処していただくということの報告を受けているところでございます。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	これからもよろしくお願ひします。 それでは、次の質問に入らせていただきます。 町内放送で、農作業の農機具から泥を落とさないようにお願ひしますといった放送は何度も聞いております。聞いておりますが、あんまり効果がないように感じております。田んぼから上がるたびに泥を落とす作業というのは本当に面倒くさいと思います。大変だとは思いますが、それでも、農道はある程度仕方ないにしても、住宅街や通学路などでは、泥で滑って転んだとか、靴が汚れる等の苦情があっております。 今の世の中、ささいなことでも賠償問題に発展することがございます。大事に至る前にさらなる注意喚起を促すべきだと思いますが、このことについてはどのような認識をしてあるのか、お願ひいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えをいたします。 道路に落ちた泥や土の塊などは通行の支障になるおそれがあり、道路の環境美化の点でも気になるものでございます。 対策といたしまして、農家の方には、議員がおっしゃいましたように農繁期に防災無線を通して注意喚起を行うとともに、地域農政リーダー長、あるいは農事組合長の会議の折にも周知をして協力の要請を行っております。また、該当する農家が特定されれば、直接農家の方と職員が話をしています。 継続的な取り組みが必要と考えますので、農家の方にこれからも継続して注意喚起に努めてまいります。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	今の件についてでございますが、これは実際に出向いて、家庭に出向いて注意されてあるのでしょうか。そのところをお尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 直接、その農家とお話をしております。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	続いてでございます。今の件でございますが、大体年間に何件程度ございますでしょうか。
議 長	農林商工課長
農林商工課	おおよそになりますけど、大体うちのほうに入ってきますのは2件、1、2件、

長	2、3件、そのぐらいかなと思っております。
議 長	奥村議員
奥村議員	これからよろしくお願いします。 それでは、次の質問に入らせていただきます。 犬猫の放し飼いについても、町内放送は何度も聞いております。これに対してもあんまり効果が出ているとは思えないのですが、効果を出すにはどのようにしたらいいと思っておりますのか、考えがあったらお尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	それでは、お答え申し上げたいと思います。 犬猫の放し飼いについては、適宜、周知を図っているところでございます。苦情が寄せられれば、直接出向きまして、飼い主に対し、適正な使用について、注意・啓発を行っている状況でございます。 また、年間の犬猫の苦情件数につきましては、令和元年度で70件、本年度は11月末現在において40件となっております。その多くの内容は野良猫によります苦情でございます。無断・無責任な餌づけによります繁殖を繰り返し、地域環境、ご指摘の糞害とか、餌の放置、そういったものが環境悪化につながっているという状況でございます。 その対策といたしまして、保健所と連携をしました餌づけをされる方への直接的な指導、場合によっては重点地区におけるパトロールの強化、警察の交番の皆さん方にも協力いただいてパトロール等を行っております。それや地域猫活動への支援を継続いたしておりますし、粘り強く実施していく必要が今後ともあるのかなというふうに考えております。 また、犬猫による被害に関する区内放送について、個別に該当する区長へ依頼を行っております。糞の後始末に関する看板や、区長や美化推進員さんに対しましても、この看板等を配付いたしているところでございます。 美化推進員さんの協力につきましても、環境美化推進委員会設置要綱、推進員の職務の中で、その他環境美化の促進及び保持に関する必要な事項といたしております。糞の後始末に関しては、現在、町でイエローチョークによる取り組みを実施いたしているところでございます。すでに区長さん、美化推進員さんが連携しながらこの取り組みを行ってある区もありますけれども、今後は、町全体の取り組みとして進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	犬猫の放し飼いにつきましては、直接出向いて、飼い主に注意・啓発を行っていると言われましたが、地域猫や野良猫の餌づけに対しても行ってあるのでしょうか。それと、もう1点、そういった際には、区長さんか環境美化委員の方も同行されているのでしょうか。これを聞かせてください。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 地域猫につきましては、サポーターの皆さん方のご協力を得ておりますし、野良猫の餌づけについても、直接出向いて指導を行っております。 先ほどの取り組みの中で、警察とのパトロールの連携といったものもございまして、そういう連絡も入る予定でございますので、そういった折には、餌づけをされている方を直接お伺いできるのであれば、具体的に指導を行っているという状況です。 また、その際に区長さんや美化推進員さんの同行ということでございました。

	区長さんを代表といたしまして同行していただくケースも十分あります。現に同行していただいたこともございますので、その際に注意喚起を行うなど、必要に応じた措置を取らせていただいているというのが現状でございます。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	実際に行政のほうから出向いて注意された場合と、区長さんや環境美化委員の方が同行された場合との、何といいますかね、よくなる確率といいますか、そういうのがなくなっていく確率というのは、やっぱり区長さんや環境美化委員さんが同行されたほうが高いんじゃないかなと思いますが、その点に関してはどうお思いでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 区によっては、野良猫対策に非常に苦慮されている区があるというところが散見いたします。そういった場合については、区民の相互といいますか、区民同士の争いになりかねない部分等々もございまして、配慮しつつ、隣組さん並びに区長さん方のご協力を得ながら、スムーズに解決の方向に行くように、区長さん方のご協力も得ながら進めていくということになろうかと思えます。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	住みやすいまち筑前町、美しいまち筑前町を目指して、今後も環境美化問題に取り組んでいただきますことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、9番 奥村忠義議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩いたします。 14時35分から再開いたします。 (14:22)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (14:35)
議 長	12番 河内直子議員
河内議員	通告に基づき、順次質問します。 今回は、暮らしを取り巻く問題について4点、窓口サービスの充実について3点お尋ねします。 まず、初めに、子ども医療費助成の拡充についてお尋ねをします。 現在、筑前町では自己負担額はどうなっているのか、あえてお尋ねをいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 本町におけます子ども医療費支給制度の自己負担額、現状がどうなっているかということでございますので、入院と通院、それと本町と県を含めて、制度も含めてお答えをしたいというふうに思っております。 入院につきましては、3歳未満及び3歳から就学前まで、本町につきましては自己負担なし。県は、3歳未満は自己負担はありませんが、3歳から就学前までは、1日500円の月7日限度の自己負担額となっております。小学生及び中学生につきましては、本町は1日500円の月7日限度の自己負担額でございまして、県は、小学生のみ、1日500円の月7日限度の自己負担額で、中学生は、

	現在、全額自己負担でございますけれども、令和3年4月から1日500円の月7日限度の自己負担額となります。高校生までと言われる年度末で18歳に達する者につきましては、本町も県も助成制度はございません。 通院につきましては、3歳未満及び3歳から就学前までの、本町につきましては自己負担なし。県は、3歳未満は自己負担はございませんが、3歳から就学前までは月800円上限の自己負担額となっております。小学生につきましては、本町も県も月1,200円上限の自己負担額でございます。中学生は、本町も県も現在全額自己負担でございますけれども、9月定例会で可決いただきましたように、令和3年4月から月1,600円上限の自己負担額となります。先ほども言いましたけれども、高校生までと言われる年度末で18歳に達する者については、本町も県も助成制度はございません。 また、所得制限につきましては、3歳未満については本町も県もございませんが、3歳以上につきましては、本町は引き続きございませんが、県は児童手当準拠の制度となっております。なお、県の支給制度に係ります補助率は2分の1となっております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	西日本新聞の報道で、福岡市は、この12月議会に、子ども医療費の通院費の助成を、これまで、3歳から6歳まで、月額600円、7日上限、小学生1,200円、中学生全額自己負担だったものを、県の助成が始まることを受け、3歳から中学生までの通院費の自己負担額を、2021年、来年7月から500円にするとありました。 仮に筑前町で福岡市と同等の助成をするとしたら、どれくらいの金額になるのか、お尋ねをします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 報道でございました福岡市の来年の7月1日改正の分につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおりでございます。 ご質問の福岡市の助成改正を本町に導入したとき、本町の追加負担額がどのくらいになるかということでございます。試算する前提条件としましては、3歳から就学前までにつきましては、本町は自己負担がございません。福岡市におきましては月500円までですので、本町の自己負担なしで変わらずとしまして、そして、小学生及び中学生の入院が自己負担なし、通院が月500円までとして、本町の30年度と元年度の実績平均件数で試算いたしました。 入院で約30万円、通院で約1,340万円、合計で年間約1,370万の追加負担の一般財源が発生する試算となりました。 導入いたしますと、この試算額をベースに、毎年、現予算額に追加しなければならぬということになりますので、試算ではございますが、令和2年度の当初予算ベースで見ますと、約7,100万円の一般財源の予算確保をしなければならない状況となります。また、国保の国庫負担金減額措置も未就学児以外は継続されておりますので、別途、国保会計で影響が生じてくるという状況にもございます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	これまでも筑前町は県の助成をさらに上回る独自の助成をいただいておりますが、県内の子育て応援の手厚い助成をされている自治体は、みやこ町は、入院

	18歳未満まで500円、通院600円、中学生まで入院、通院とも自己負担なしの自治体が、田川市、嘉麻市、芦屋町、水巻町、遠賀町、鞍手町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町と、16自治体もあります。さらに、築上町は、18歳未満までの入院の自己負担なしで、通院は18歳未満まで600円となっています。古賀市は、入院、就学前から18歳未満まで500円、飯塚市と桂川町は、入院、小学生から18歳未満まで500円、償還払いも含め、小学生から中学生の入院自己負担500円が、直方市、筑後市、小郡市、うきは市、宮若市、朝倉市、新宮町、小竹町、大刀洗町、そして筑前町です。就学前から中学生まで入院500円の自治体は、大牟田市、久留米市、大川市、行橋市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、福津市、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町、荏田町の15自治体です。 他市町村のようにさらに助成を拡大していただきたいと思いますが、見解をお尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 県内状況につきましては、いろんな形で子育て支援の政策を各自治体で取っているということは、議員先ほどのご発言のとおりでございますし、また、承知もしておるような状況でございます。 先ほど、仮に福岡市の助成改正と同様にしたらどうなるかというのもお尋ねでございましたけども、財政的に見ますと、先ほどの答弁で触れましたとおり、試算ではありますけども、福岡市並みにいきますと、7,100万の一般財源の予算確保をしなければならないという、一般財源の厳しさを増すという状況にもございます。 また、議員ご承知のとおり、本町一般財源につきましては厳しい状況でございまして、限られた一般財源の中で、優先順位をつけ、予算措置をしていかなければならないという状況でもございます。 未就学児以外の医療費助成事業部分での国保の国庫負担金の減額措置も継続されておりまして、国保会計の影響もあるというのは、さらに財政的に厳しさが増すということにもつながってまいります。 併せて、本町におきましては、子育て支援策としまして、今年度は新型コロナもあり、特別な措置を県内各市町村、取っておりますけども、毎年、本町独自で若年者のインフルエンザ予防接種の助成事業で1,200万の予算確保を行い、子育て世代の負担軽減も図っているような状況もございます。 また、9月定例会で、通院を中学生までとする制度拡充を令和3年4月1日施行で可決いただいたばかりでございまして、制度拡充のスタートもしておらず、まずは施行後の状況も把握する必要があるかと思っております。 子ども医療費に対する助成制度につきましては、疾病の早期診断と早期治療を促進し、医療費の抑制効果、子育て世代の負担軽減を図り、少子化対策にもつながっているものと考えられます。全国知事会はじめ関係機関から国保の国庫負担金減額措置の全面廃止や医療保険制度の一本化などの提言、要望されているという現状におきましては、子ども医療費に対する助成制度について、本来、国や県が、子育て支援の観点から、全国一律や県内一律とする制度として確立すべきであろうというのにも捉えられると思っております。 ご要望の子ども医療費助成のさらなる拡充につきましては、平成30年3月、令和元年6月と一般質問をお受けしておりますけども、9月定例会で可決いただきました、先ほど申し上げましたように、中学生の通院への助成制度拡充の令和

	3年4月1日施行後の状況把握をはじめ、財政面含め、今後の国の動向や県内及び近隣状況を見ながら、少子化対策、子育て支援の視点から、引き続き研究課題として捉え、検討してまいりたいと思っております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	筑前町は中学生の入院助成が償還払いになっています。償還払いの場合、窓口では正規の支払いが必要となります。1か月の入院では、高額医療費制度を活用しても、10万円を超える金額を窓口で支払うことになります。後で返還するのなら、前に支出しても数字は変わりません。せめて償還払いをやめることはできないのか、お尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	現時点では非常に困難な状況だと思っております。ただ、その中でもできることがないか、そういうことを模索しまして、研究とさせていただきたいと思っております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	さきにも述べましたように、県内では医療費助成に旺盛に取り組んでいます。本来なら、先ほど課長も申されましたように国がすべき施策なのですが、国が多くの国民の願いに応えず、背を向けている昨今、各自治体で取りまざるを得ないという状況ではないでしょうか。子育て応援のまちづくりで、若い世代の転入を大いに増やしていただくようお願いし、次の質問に移ります。 次に、通学路についてお尋ねをします。今回は野町の通学路についてお尋ねをします。 皆さん、ご存じのとおり、野町から原地蔵に抜ける路線は、道幅が狭い上に大型車両も頻繁に通行しています。そこが通学路となっており、子どもたちが毎日登下校をしています。 大部以前ですが、安全な通学路を確保するためにも、側溝に蓋をかけ、そこを通行したらどうかと提案しましたが、諸般の事情により、かないませんでした。 今、町内には、旧国道386号線の新町から甘木方面にかけて、また、ここも大変道幅が狭い。旧道沿いの中牟田小学校周辺にはグリーンベルトが設けられています。グリーンベルトがあるというだけでドライバーの注意を十分喚起するのではないのでしょうか。 野町の通学路にグリーンベルトを設置すべきと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 県道女男石野町線^{めおといしのまち}につきましては、道路管理者が朝倉県土整備事務所になりますので、県にお聞きしたところを含めた回答になりますことでもよろしくお願ひしたいと思います。 この路線につきましては、町の重要な幹線でもございまして、議員ご質問のように地元児童生徒の通学路になっております。車の往来も多いというふうな状況でございます。現在、この当該区周辺の道路につきましても、野町公民館から南へ向かう野町の集落内が特に幅員が狭くなっております。県もご尽力いただきまして、その安全対策として、地元のほうからのご要望に基づきまして、路面標示、あるいは転落防止のために、先ほど言われました水路に防護柵を設置をし

	ていただいております。 今の道路幅員や車の往来等を考えますと、管理者は県でございますけれども、議員ご質問のようなグリーンベルトにつきましては、メリットとしても、特に用地の問題もなく、工期短縮、あるいは費用面についても経済的であるというふうなこともございますし、着色によりドライバーへの視覚的な周知、あるいは注意喚起等、交通安全対策を図る上で有効な工法であるというふうに認識をいたしております。 そのような議員からの貴重なご意見としまして、周辺地域の交通安全対策として効果も期待されますので、県に対して、ご検討していただきますように、町も地元のご要望なり、まずはご意向も確認する必要もございますので、その辺りは、県や地元のほうと十分協議を行い、安全安心な環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	大型車両と接触でもしたら、命の保障はありません。町の宝の子どもたちの安全を確保する上でも検討していただくということで、よろしくお願いをいたしまして、次の質問に移ります。 次に、町内の白線についてお尋ねをいたします。 敷設当時は、くっきりとしていた白線も、月日がたつとだんだんと薄くなってきます。最近、特に町内を巡回していて、消えた、あるいは消えかかった白線が目につくようになってきています。 10日ほど前、吹田から砥上へ抜ける道を走っていたら、白線がきれいに元どおりになっていましたが、途中までで途切れていました。どうして最後までしないのか、不思議な気持ちを抱いたところです。 特に、カーブの道で白線がよく分からないと、対向車線にはみ出し、事故の危険もあります。また、横断歩道手前の停止線が半分消えかかっている箇所も見受けられます。非常に危険ではないでしょうか。 町内を巡回し、計画的に整備していく必要があると思いますが、見解をお尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 交通安全対策につきましては、毎年、交通安全対策の交付金を活用しまして、カーブミラー、区画線、防護柵等の工事を行っております。今年度、公安対策予算につきましても、当初予算で680万円ほど計上しておりましたが、9月の今回の補正で、特に区画線も消えている、あるいは消えかけている箇所も目立ってきておりますので、その対策等を含め500万円を増額をさせていただいております。 しかしながら、区画線につきましては、議員ご承知のとおり、永久的なものではなく、特に車両が頻繁に往来する道路は、整備後、数年で消えたり、見えにくくなったりいたします。耐用年数も交通量や周辺の状況次第ですので、明確にはお答えできないというところもございます。 区画線につきましては、基本的に管理区分というのがございまして、町道の白線、例えば中央線、外側線等、注意喚起に伴う表示につきましては町が管理をいたしております。しかし、規制に伴う表示、例えば、停止線、止まれの文字、あるいは横断歩道、黄色の中央線等の路面標示につきましては公安委員会の管轄となっておりますのでございます。

	国・県の道路につきましても同様で、国・県または公安の所管でございます。 町も小規模に頼むと割高になりますので、ある程度まとめて発注をさせていただいております。さらに町発注の工事で区画線がある場合、本来であれば、それぞれ管理する所管の対応ということになりますけれども、その周辺に町以外の管理のところで消えている箇所等があれば、関係機関と協議の上、町が引き直しを行う場合もございます。 県も同様であり、互いに連携して対応をいたしておるところでございます。 現在、地元からも交通安全対策について要望も毎年、数多くいただいております。町も地元要望や苦情にお応えするために、要望時期とか緊急性等を考慮しながら実施をいたしておるところでございます。区画整理自体も、事故の危険性がある交差点、あるいは交通の往来が多い道路、通学路等、さらに周辺状況、それから通学路危険箇所点検結果も勘案しながら、毎年、工事をいたしておるところでございます。しかしながら、町内の隅々まで確認、あるいは予算の限度もございますので、全て改善に至っていないのが実情でございます。 今後につきましても、地元のほうから、お願いしたい箇所等があれば、ぜひご連絡していただければ、緊急性、あるいは状況によっては早期対応も検討したいというふうに考えております。 さらに、町以外のところがございましたら、町のほうからも各所管へご連絡を申し上げたいというふうに考えております。 次年度以降、予算の増額というのはありがたいというふうに思っておりますけれども、限度もございますし、今後、関係機関とも連携しながら、経済的あるいは効率的に工夫しながら改善を図ってまいりたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	農道では、隣接する田畑から草が伸び、白線を覆い隠しているという箇所もあちこちで見られます。農道の草刈りの指導はどうなっているのか、お尋ねをします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 基本的には道路管理者がすべき問題でありますけれども、交通量の多いところ、例えば、歩道敷に草が繁茂しているところにつきましては、町のほうが業者のほうに発注しまして施工をしていただいているところもございます。直営でやったところもございますし、できますならば、今、農林商工課のほうが対応しております農地・水等々で対応していただきたいというふうなところで、地元の共助というところでできたらお願いをしたいというふうに考えております。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	農林商工課長にお尋ねします。農地・水で整備ができるんですか。
議 長	農林商工課長
農 林 商 工 課 長	お答えいたします。 現在、多面的な交付金ということで、国、県、町がそれぞれ負担して地元の組織に支出をしております。農道も対象となっておりますので、十分いけるところです。
議 長	建設課長
建設課長	先ほどの農道の関係でございます。一応、町道認定をされている道路につきましては、多面的の対象にはならないというところになります。

議 長	河内議員
河内議員	予算の関係もあるかとは思いますが、事故を未然に防ぐ上でも非常に大切なことだと思っています。順次整備を進めていただくことをお願いし、次に進みます。 次に、気候非常事態宣言についてお尋ねをします。 今、世界中で気候非常事態宣言を行う国、自治体等が増え、日本の自治体にも広がっています。 福岡県内では、大木町が、昨年12月12日、全国でも5番目の早さで気候非常事態宣言が議会で決議されました。すでに大木町では、2008年3月に、地球温暖化による気候変動は100年後の人類の存在を脅かすほど深刻化しています。その原因が人類の活動や大量に資源を消費する社会にあることは明らかです。私たちは、無駄の多い暮らし方を見直し、これ以上子どもたちに「つけ」を残さない町を創ることを決意し、「大木町もったいない宣言」、ゼロ・ウェイスト宣言を公表しています。 近年、異常気象による災害は、毎年、国内のどこかで起きています。九州では、2017年の九州北部豪雨、2018年の西日本豪雨、昨年8月の佐賀県を中心とした豪雨、さらに、今年の熊本に大きな被害をもたらした7月豪雨と、4年連続で大きな被害に見舞われています。 筑前町でも気候非常事態宣言を出したらと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 今、議員がおっしゃいましたように、令和2年11月末現在におきまして、気候非常事態宣言をしました自治体については、全国で2つの県と45市区町村、おっしゃいましたように福岡県下においては、大木町が宣言がなされております。 大木町の宣言内容を見ますと、おっしゃいましたように、大木町もったいない宣言、ゼロ・ウェイスト宣言が公表されております。 具体的な施策といたしましては、生ごみの堆肥化、それと分別の40種類、相当な苦労がありながら、ぴっちり環境に配慮した取り組みが行われているということを知り及んだところでございます。 あくまでも気候事態宣言を発出するということは、いい試みでもあるかというふうには思っております。 また、政府においては本年の10月の26日に開会しました臨時国会において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会へ実現を目指すことを表明をいたしたところでございます。 先ほどから縷々述べておりますように、本町においても、気候非常事態宣言を表明する意義は十分尊重いたしているつもりでございます。しかしながら、宣言に値する具体的な施策を、展開がより重要ではなかろうかというふうに認識もいたしているところでございまして、現在ございます筑前町環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、平成29年に制定いたしましたけれども、この検証と中間見直しを控えているところでございまして、この中間見直し、検証を行い、また、全国、県下の動向を見極めながら、適正な時期に判断をいたしたいというふうに考えているところでございます。 以上で終わります。
議 長	河内議員
河内議員	町長の見解も同じでしょうか、お尋ねします。
議 長	田頭町長

町 長	お答えいたします。 今、課長が説明したとおりでございまして、十分協議の上での今の発言でございます。併せまして、私はサン・ポート問題を、単なる関係者だけの問題にしてはならないと考えております。まさにサン・ポートの新たな取り組みのときには、ハード、ソフトを合わせた検討が必要であると、そのように考えているところでございます。ぜひ、その折こそ、そういった宣言のタイミングではなかろうかと思うところでございます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	気候非常事態宣言の特に重要な役割は、人々に気候変動の現状を知らせ、警鐘を鳴らし、その危機をみんなが共有することが大切だということを申し述べ、次に進みます。 次に、窓口サービスの充実についてお尋ねをします。 初めに、婚姻届用紙についてお尋ねをいたします。 先日、たまたま太宰府市の婚姻届用紙を見る機会があり、これ、いいなと思ったところです。また、春日市も早くから独自の用紙を作成しています。他自治体では、官製でない自治体独自の婚姻届用紙を作成しているところが結構あると伺っています。 結婚は人生の一大イベントです。その届出を出すときに、無味乾燥的な官製の用紙でなく、いかにも２人の結婚を祝福してくれるような届出用紙だとしたら、うれしい気持ちになるのではないのでしょうか。 ちなみに、太宰府市は、令和の聖地として、太宰府天満宮と令和発祥の都として大伴旅人のイラストと梅の花の２種類、春日市は、みんなで春をつくろうと、花の額をあしらった３種類があります。 ちなみに、筑前町は普通の官製の婚姻届です。筑前町でもオリジナル届出用紙を作成したと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 婚姻届は、届出をされるお二人にとって特別なものであり、大切な思い出です。近年の婚姻届は、カラーでイラスト入りのもの、ブランドやキャラクターデザインの用紙で出されることも多くなってきました。そういったものも見られる機会が多くなりました。 住民課では、平成３０年に住民サービスの向上策を検討する中で、窓口の改善や記念撮影コーナーの設置、記念品の配付などと併せてオリジナルの届出用紙の作成についても協議をした経緯がありますが、カラー印刷のコストや作業時間などの課題があり、作成には至りませんでした。 今回改めて情報収集をしたところ、現在では、自治体が作成したオリジナルの婚姻届や民間の結婚情報サイトなどから無料ダウンロードできる婚姻届、自作できるテンプレートなど、多種多様な届出用紙があります。婚姻の届出をされようとする方は、各自治体の窓口にある標準様式のもの以外にも、インターネットなどでも容易に入手でき、自由に選べるようになっており、多くの方が利用されているようです。 自治体オリジナルのものは、特産品や観光資源と結びつけてお祝いや幸福を願うものも多く、町のＰＲやイメージアップ、縁結び応援につながることもあるかと思われます。作成につきましては、観光振興の部署や縁結び担当部署などの意見も聞き、必要性や経費面も含めて調査研究したいと思っております。

議 長	河内議員
河内議員	太宰府市は、婚姻届と一緒に、「婚姻届の書き方、よくある質問」、太宰府お出かけスポットが記載された「婚姻届・婚姻手続き早分かりブック」と、話し合っておきたい未来のこと、知っておきたい手続き・届け出等が記載された「結婚・家族生活始めるブック」を一緒に配付しています。 春日市は、婚姻届と一緒に婚姻届の書き方、みんなで春をつくろう、結婚の手続Q&A等が記載された「春日市で始める暮らし、新生活スタートブック」と、「風疹予防接種のお知らせ」、それと、「人口動態調査」を一緒に配付しています。 筑前町はというと、婚姻届と、婚姻届の書き方のみという状態になっています。 先ほど課長は、ほかの課と話し合っ、検討すべきであれば検討していきたいということでしたが、今紹介した、こういう結婚に向けての冊子といいですか、そういうのも一緒に婚姻届と差し上げたらどうかと思うんですが、住民サービスの一環ですね。どう思われるでしょうか。
議 長	住民課長
住民課長	お答えいたします。 婚姻届の場合、書き方ですとか、あと、その添付書類、どこで出すかとか、あと、そういったものについて事前にご相談をしていただくようにご案内していることもあります。人それぞれいろいろなことがありますので、もし受理されないというふうになってはいけないということで、そういったご相談とかも受けております。そういった冊子につきまして、筑前町では作成をしておりますけれども、住民サービスの一環として検討していきたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	今後とも住民サービス向上に向けご尽力いただくことをお願いし、次に進みます。 次に、福祉行政についてお尋ねをします。 現在、コロナ禍の下、各介護保険サービス、特定疾患、重度障害者医療、自立支援医療等の有効期間については自動延長が行われています。ところが、先日、ある町民の方から、福祉課に自立支援の更新に行ったところ、更新の書類を記入、提出させておいて、後から、今年はコロナの影響で自動延長になると電話があったそうです。どうして窓口対応の中で対応することができなかったのか、お尋ねをします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 自立支援関連、医療関連のコロナ禍の対応についてでございますけれども、国から通達がございまして、令和2年3月1日から令和3年2月末までに受給者証等の有効期限が満了する受給者を対象に、その有効期限を1年間延長するものとした特例措置が取られております。 この対応としまして、更生医療、育成医療については、個別に通知し、周知を努めたところでございます。精神通院医療については、福岡県精神神経科診療所協会のほうから各医療機関へ周知があつておるところでございます。精神の方については、個別通知をすると、非常に心配されたりする方もいらっしゃると思いますので、その面を配慮して、病院に周知のほうをお任せしたところでございます。 このような周知をしておりますけれども、申請をされた場合については、通常どおり受付をしておりますところでございます。本件に関しては、このような対応を取っている最中の事案であつたというふうに認識をしております。いずれにしましても、住民の方に不快な思いをさせないように適切な対応を心がけたいという

	ふうに考えております。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	様々な困難を抱えながら日々の暮らしを営んでいる方々です。今後とも、役場に出向かなくても済む手続であるにもかかわらず、わざわざ来庁することのないよう、必要な手立てをとっていただきたいと思います。 では最後に、機構改革についてお尋ねをいたします。 筑前町は、合併した関係上、各々の課が分散され、福祉、教育、こども、上下水道課は三輪地区に拠点が置かれています。そのため、密接な関わりがある健康課と福祉課を利用するためには、車で約１０分移動しなければ手続きができないという状況になっています。 高齢の重度障害者の方が、年１回の更新の際、自立支援は福祉課、障害者医療証は健康課でしか手続ができません。どうして１か所で手続きができないのか。重度障害者の方、また、その家族の思いには切実なものがあると実感しています。 以前は、健康福祉課として一つの窓口で対応できていたことができなくなっています。健康福祉課として一本化はできないのか。一本化は無理というのなら、せめて同じフロアに移動させることはできないのか、お尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 現在の組織機構につきましては、皆様ご存じのとおり、平成１７年の旧三輪町、夜須町の合併時において決定されたものを、一部、改編を行いながら現在に至っておりますのでございます。 当初、本庁機能をこの庁舎に、支所関係を、福祉、教育の拠点として位置づけられ、総合支所方式で協議決定をされたところでありますが、業務効率等の検討がなされ、現在の分庁方式となっておりますのでございます。 合併後１５年を経過しようとする今日、社会経済情勢の急激な変化に伴い、住民の行政ニーズは増大、多様化する一方、厳しい行財政状況の中、行政のスリム化、効率化が求められ、現在の組織体制が社会情勢、住民ニーズに即しているとは言い難い状況であることは承知しておるところであり、先ほど、町長も午前中の木村議員の一般質問の中でも回答の中で触れられたところでございます。 議員質問の健康課と福祉課の一本化に限らず、組織全体の組織改革について現在検討を始めておるところでございます。組織を変更することになりますと、部署配置の場所の問題、事務室のスペース、器の関係や、条例改正や、住民に対しましての通知等も必要になってまいりますので、今後、庁内における検討などを進めていきたいと考えておるところでございます。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	本来なら、一つの庁舎で全て手続きができるというのが理想だとは思いますが、合併した関係上、それには無理が生じると思います。町政を進める上で、常に話し合う必要がある３役、町長、副町長、教育長が同じ屋根の下にいないというのもどうなのでしょう。大局的に見て、住民サービスの向上のために、どのような課の配置が一番いいのか、熟考していただき、町長に大胆な英断をしていただきたいと思いますと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 合併時は、両町の融和というのも非常に大きなテーマでございました。私が選

	挙に立ち会ったときも、マスコミ等が両町の対立的な構図をあおってしまいました。そのことも含めて、やはり両町のバランスということを重視して政策を講じてきたわけでもございます。 しかしながら、今、本当に融和も進んで一体感も非常に高くなってまいりました。そういった中で、本当に町民のための施設は、役所はどうあるべきか、さらに今、考えて検討していきたいと思っております。新しい4月以降の取り組みになろうかと思いますが、そのことは十分大切だと認識しております。
議 長	河内議員
河内議員	これからも弱者の立場に立った町政運営、弱者に優しい運営は、ほかの人々にとっても優しいものとなります。住民サービスの向上を進めていただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。
議 長	先ほどの河内議員の子ども医療費助成の件で、健康課課長から発言の申出がありますので、これを許可します。 健康課長
健康課長	一番最初の河内議員の子ども医療費助成のさらなる拡充の最後の質問で、中学生の入院の現在償還払いがなっているのが現物給付にならないかというのに、私のほうが困難ですという形でお答えしたと思っております。困難というお答えをしたのは、3月まで、ちょっと言葉足らずでしたので、ちょっと修正をして、ご回答させていただきたいと思っております。 現在の制度では、筑前町におきましては、町独自で今、制度化しておりますので、3月までは償還払いという形になります。9月議会で可決いただきましたように、県が制度改正をして、4月1日から県の制度に準じて町のほうも行うという形になりますので、制度的には変わりませんが、県の制度に準じていくという形になりますので、4月からは現物給付になるということです。4月以降のことについてはそういったことでよろしくお願いしていきたいと思っております。 以上です。
議 長	河内議員、よろしいでしょうか。 これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 15時30分から再開いたします。 (15:24)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (15:30)
議 長	2番 柳雅明議員
柳 議員	一般質問通告書に基づきまして、質問事項、1、限界集落とその展望、2、都市計画について、3、集落地域整備法について、質問させていただきます。 まず、最初に質問いたします限界集落とその展望について、お伺いいたします。 限界集落とは、定義を簡単に言いますと、65歳以上の高齢者が集落の50%以上で、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落となります。 ここで、社会的共同生活の維持が困難な状態が気になってきます。現に私が住んでおります三並地区は老人定義に当てはまるような集落であり、65歳以上の人口はほぼ半数近くになっていますが、社会的共同生活が困難な状態とは言えません。なぜなら、集会や共同作業、また地域の神事など、年中、何か共同で行っていることも多くあります。

	また、集落の人口は減少しているようですが、世帯数はそれほど減少しているとは言えません。ほとんどの家庭が専業または兼業農家として田畑を所有しております。しかし、家族的には高齢者だけの家庭があり、若年層世代は、就職して、都市部や他県へと移住しております。残った高齢者は、近隣の道の駅に自家栽培の野菜や加工食品を出品して、まあまあ元気に暮らしている方も見られます。公共の交通機関までは距離的に遠く、少しは不自由にしていますが、町が運営している巡回バスや自家用車を利用して、都市部に買物などに出かけることで生活しております。 三箇山地区には、以前、小学校があり、学べる施設がありましたが、統廃合で三並小学校へ編入され、廃校になりました。子どもたちはスクールバスで通学していました。現在、学校建物だけは残っており、町の文化財の保管庫として使用されています。有効利用されているのですが、建物的には老朽化が進んでいて、改修の必要があるようです。 その後、やすらぎ荘、第二野の花学園、全国植樹祭記念公園、国立青少年自然の家などの施設ができて、職員がたくさん通勤するようになりました。しかし、この地域への定住者は今のところ皆無となっております。その主な要因は、社会的な生活をする上で不便さということが主なものではないかと考えます。 町の行政施策として、本年度からラッキョウ栽培の試行が始まりましたが、まだまだ未知数です。今後に期待されますが、鳥獣による米、野菜等の農作物の被害は多く、ほとんど壊滅的で、地域的にはやる気を失っている住民の状況がうかがえます。 この新しい行政施策がうまく軌道に乗ることを願っております。 また、民間でも、三箇山地区の特産品をと頑張っている団体があり、心強いものを感じています。ぜひ応援していきたいと思っています。 今ここに来て、企業の進出が計画されているようです。定住者を確保する絶好のチャンスとならないか、期待しています。もし希望者があって、保育や福祉関係の施設が設置されれば、定住へとつなげる、さらなる力添えではないかと期待するところです。 新規の定住者が安心して地域に根づくことができるように、行政が小まめな人的支援と金銭的な支援を想定することはできないでしょうか。 近い将来、高齢化が進み、地区を離れていかざるを得なくなり、地区に人がいなくなる。そして、自然に集落が消えていく状況に陥ることが考えられます。 黒岩地区は、現在4世帯、若年層は町へ出ています。高齢者のみが頑張って地区を守っています。中には、家族と一緒に農業をしようと、その子どもが山に通勤して、一緒に農作業に従事して、収入を得て生活しています。 集落を消滅させないためにも、その若者たちに何らかの支援はできないでしょうか。例えば、住宅手当としての補助や、子どもの幼保育園の補助、出産費用の助成、第2子以降誕生した場合、金銭的な援助等が考えられます。 坂根地区でも人口減少が進んでいますが、この地には九州電力の大規模変電所があり、多くの技術者が通勤しています。また、障害者福祉施設が勝山地区にあり、福祉関係者が多数通勤しています。例えば、三並小学校に幼保小一貫的な学習環境があり、土地改良区や農地法の規制を受けずに住宅建設ができれば、ふるさとにUターンする若年層や住みよい環境を求めて定住する若者、さらに農業に興味を持つ都会の人などが増えるのではないかと考えています。 ここで、通告書の質問の要旨に従って6項目のお尋ねをいたします。 まず、第1に、中山間地に対して行政施策としての援助の今後はどうのような計
--	--

	画があるのでしょうか。
議 長	農林商工課長
農 林 商 工 課 長	お答えいたします。 中山間地域限定の支援といたしましては、現在、中山間地域等直接支払い交付金があります。この交付金は、集落共同で農地、農業施設の維持管理を行うことへの耕作不利地域への支援として、農用地１０アール当たり２万１,０００円を集落に交付をしています。 町内では、櫛木、三箇山、坂根の３集落で、この制度発足以来、取り組んでおりましたが、櫛木、三箇山は昨年度をもって取り組みをやめられております。高齢化及び有害鳥獣被害に伴う意欲減退等が主な理由となっております。 これに対しまして、町では、農業意欲を高めるために、先ほど議員おっしゃられました特産品としてラッキョウを活用して地域振興を図っていかうと、ＪＡ普及センターと連携して支援事業を展開しています。若手農業者の参入、夜須高原の産物のブランド化、耕作放棄地の解消、有害鳥獣対策の実証実験に取り組んでいます。地域も活気を見据え、来年の６月頃、夜須高原ファームのパッケージに入ったラッキョウが店頭に並ぶ姿を楽しみに、今、農家は栽培管理に励んであるところです。 また、中山間地域限定ではありませんが、町全体の補助支援として、加工セミナーを平成２８年度から４年間、実施をいたしまして、６次化による所得向上を目指しました。その結果、２０事業体の商品化につながり、この中には中山間地域の方もおられまして、その後、町補助により、自宅に加工施設整備をされて、中山間地域の中でしっかり頑張る農家も出てきております。 確かに山間地域は平地に比べて営農条件で不利な状況がございます。しかし、平地にはないポテンシャルを持っています。特色ある地域資源を生かしながら地域振興につながるように、しっかり関係機関とも連携してサポートをしていきたいと考えております。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	分かりました。今後も続けて頑張っていっていただきたいと思います。 第２番目に、有害鳥獣駆除に対する方策は今までのままでよいとお考えでしょうか。と申しますのも、夜須高原の向こう側の嘉穂町ですけれども、ある人に聞いたところ、年間駆除数ですね、駆除数が１,２００頭からあるということです。町の状況はどういうふうになっているか、お知らせください。
議 長	農林商工課長
農 林 商 工 課 長	お答えいたします。 有害鳥獣の問題は、うちだけにとどまらず、我が国の大きな社会問題になっております。全国の自治体で被害を防ぐための対策と駆除を行っている状況でございます。 そこで、まず、本町の駆除の現状をお話しします。 駆除については、筑前町有害鳥獣駆除対策協議会の駆除班に依頼をしています。通年の捕獲や緊急捕獲として銃やわなで駆除活動に従事いただいております。現在駆除班は２４名で、ここ数年は、辞める人もおられれば、新しく加入される方もおられ、人数はほぼ現状維持で推移をしています。今年は数人の方が加入の相談にも農林商工課のほうに来られている状況です。 それから、次に捕獲数について、昨年度の実績で申し上げます。イノシシが１２１頭、鹿１６２頭、カラスが８４羽、これが主なところでございます。補助に

	ついて、国のほうからイノシシ、鹿1頭当たり7,000円、カラスは1羽1,000円が交付されますので、報奨金として捕獲者個人に交付をしています。これとは別に、町独自に有害鳥獣駆除対策協議会のほうに108万9,000円を補助金として補助、そして、この中から活動費等で駆除班に支給をされ、報奨金の上乗せ等にも使用されているところです。 先ほど、冒頭、議員のほうがおっしゃられた嘉麻市、うちの北部になるんですが、それぞれ大体、もともと自治体ごとにこの有害鳥獣の取り組みの違いがございいます。森林面積についても、本町の3倍は優にあるような嘉麻市とも当然違いがあるものと思われます。また、本町においても、国の報奨金以外に、先ほど申しましたとおり、協議会に補助金として補助しておりまして、活動の助成も独自に行っておるようなところでございます。 基本的には、もう有害鳥獣の被害を防ぐには、ねぐらをなくして、侵入を防ぐフェンス柵等の維持管理、これを地域で徹底して対策を続けていく。そして、個体を減らすための捕獲、この対策、そして、この捕獲、これを基本として根気強く続けていくことが必要と思っております。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	やっぱり有害鳥獣害については非常に皆さん困っていらっしゃって、やはり、櫛木地区の田んぼは全滅、壊滅状態になっているということが現状でございます。しっかり対策を取っていただきたいと思っております。 続きまして、3番目、定住者ですね。若年層の定住者の確保のための施策に何か新しい展開がご考慮であれば、よろしく願いいたします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 筑前町においては、国道386号線沿線を中心に、個別住宅や共同住宅が建ち続けておりまして、町外からの転入者も増え続けております。一方、山間部では人口が減少しております。そういった地域での地域振興や人口対策が課題となっております。 ファーマーズマーケットみなみの里は開業し、11年を過ぎ、地域振興の拠点となっております。 一方で、山間部における世帯数、人口は、黒岩区、三箇山区、櫛木区で、本年3月末時点の住民基本台帳で、合計の世帯数が34世帯、77名となっております。10年前の平成22年3月の時点では、31世帯、107名でございましたので、10年前に比べ、人口が30%近く減少しています。 町では現在、移住定住対策として、相談窓口の設置、福岡県と連携した移住パンフレット等への筑前町の情報掲載等を行っております。令和元年度に作成いたしました第2次総合計画前期基本計画では、移住定住の推進のための施策として、相談体制の充実、PR、補助事業の検討、受入れニーズ等の把握、それから、その体制に取り組むとしております。 全国の事例を見ても、山間部への移住定住対策の成功例はあまり多くはないのですけれども、まずは現状と課題の把握を行うことが必要であるというふうに考えております。山間部の関係区の役員の皆様とも意見交換を行い、地域と協働した取り組みができないか、検討していきたいというふうに考えております。
議 長	柳議員
柳 議員	山間部が、ぜひこれからも定住者が1軒でも多く定住していただくような施策を共に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

	続きまして、4番目、三並地区に、三並小学校ですね、これは。幼小一貫的な教育の運用を、先ほど言いました定住者の確保のために取り入れたらどうでしょうか。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 地域に幼保小一貫的な学習環境の創設ということであろうと思いますけれども、まず、施設面での一貫的な環境づくりをしていくためには、施設一体型、あるいは施設隣接型、そして施設分離型の3点がありますけれども、その施設一体型、あるいは施設隣接型については、現在、余裕教室もなかなかありませんので、環境整備するに当たっては施設の整備が必要であります。ということから、もし進める場合は慎重に進めていく必要があるかというふうに思います。 子育て世代の教育に対する関心は高く、様々な教育環境が居住地の選択にも影響を与えているというふうに思います。人口減少を克服するため、次代を担う若い世代が、安心して働き、子育てをすることができる社会の実現が求められております。 現在、本町におきましては、幼児期と児童期の学びをつなぐ取り組みといたしまして、小学校と幼稚園、保育園等の教職員が集い、子どもたちの様子や指導、支援の在り方について情報交換を行っておるところでございます。現在の取り組みを一層充実させることで、魅力ある学校づくりには努めてまいりたいと思っております。
議 長	柳議員
柳 議員	幼小一貫教育というのは、今後、これからの教育にとって、小学校と幼稚園・保育園の格差が非常にあるわけですね。ですから、一貫的な教育をしていくことによって、新しい考え方、それから、小学校に入るための、要するにギャップというのをなくすようなですね。そして、そういう教育をすることによって、いや、あそこの地域に、じゃあ定住してみようとか、子どもを行かせてみようとか、幼稚園に行かせてみようとかというふうなご家庭が増えるのではないかと。試験的な取り組みでも結構ですので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 5番目、今後、都市計画と農振法との兼ね合いがございますが、県と十分に話し合って方策を探っていく方策がありますでしょうか。
議 長	農林商工課長
農 林 商 工 課 長	お答えをいたします。 我が国の農地につきましては、将来にわたり安心して農家が営農を継続できるよう、一定の広がりを持った優良農地を農用地区域として指定をして、その保全とそこへの種々の農業振興策を講じています。 筑前町では農振農用地として2,248ヘクタール、本町の総面積の約3分の1を指定しております。この農用地利用計画の見直しは、立地条件や土地利用の現状から、除外と編入、この二つの見直しがあります。 除外の基本的考えとして、集団的農地や農業事業対象の農地については除外できません。例外として、具体的な転用計画があり、法の定める要件を満たすものは除外の可能性が出てまいります。したがって、法的にクリアするということが必要であり、併せて、その目的が筑前町総合計画及び都市計画マスタープランに掲げる将来都市像の具現化にマッチするものについて、福岡県と農振見直しの協議を進めてまいります。 基本的に農業的土地利用は農振法、都市的土地利用は都市計画法を中心に、都

	市及び農村において計画的に土地利用の調整を行い、調和を図りつつ、決定をいたします。それを前提として県との協議も進めていきます。 農業者の立場からは農業上の利用に支障がないよう、かつ居住者にとっては良好な居住環境を有する地域として整備する。このため、無秩序な混住化は避け、農業的土地利用と都市的土地利用を計画的に行ってまいります。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	都市計画と農振法に関しては、次の質問の都市計画についての中でもう少し質問したいと思っております。 最後6番目、これは極論ではありますが、最後に、集落が消えていくかもしれないことに対して、どういうふうに、どんなお考えだろうかということを質問させていただきます。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 集落が消滅することは適当ではございません。山間地につきましては、40年ほど、あるいはその50年ほど前から、そういった限界集落的な危機感が所有しておられました。その対策として行われましたのは文化施設誘致であります。 一つは国立青少年自然の家、あるいは夜須高原記念の森植樹祭等々、イベント、あるいは文化施設を誘致することによって森との共存共栄を図ろうという大型のプロジェクトが実行されたわけであります。と同時に、やはり、そこに人が定住するとすれば雇用が大事であります。その雇用を確保しておったのが、一部ごみ焼却場でもございます。あそこに勤務することによって、兼業農業が極めて容易になり、定住化も継続してこられたということでもあります。 その焼却場がちょっとなくなりましたので、その分の雇用がなくなった分だけ、やはり定住条件は厳しくなっております。 ただ、あの地域で身近に勤務できる場所は、野の花学園、やすらぎ荘、あるいはゴルフ場でございます。この3施設があることによって、今、定住も維持できていると、私はそう考えます。 と同時に、この山間地域を15年ほど前、どのように活性化するかということでございましたけれども、まず、一つは、3つの柱を立てました。一つは、みなみの里は何が何でも成功させることだと。それともう一つは、山麓線を全線開通させることだと。それともう1本は、過疎地域であっても情報過疎になってはいけけない。そういったことで、光ファイバーの敷設をやったところであります。このことについては、非常に若者も関心を持ってくれたところであります。 しかしながら、その後も人口減少が続いております。しかしながら、山麓線沿線は、今、一つの元気を取り戻しつつあります。そのことによって、その元気がさらに山間部まで伸びていくということは十分考えられると思っております。 ただ、非常に現実的に危機であることは間違いございません。そのことは十分、企画課長が言いましたように、やっぱり検討する、やはり会議がまず必要であります。そういった会議を起こしていく必要があると思っております。 それともう1点は、道の駅を活用するということでもあります。道の駅は単なる観光施設ではありません。朝倉と太宰府をつなぐ通過点になってはいけません。あくまで地域振興の施設として山間部もこの施設を利用すべきであります。 具体的には、あれを、国土交通省の所管でありますので、ぜひ、無人自動車等の拠点にしたらどうかというようなアドバイスも受けております。そのコースとして最適なのは山間部を周遊することなんだと。それともう一つはドローンであ

	ります。ドローン等を活用するには、山間部は適地なんだと。 そういったふうに時代の移り変わりとともに、環境が逆転する、そういった時代がやってまいります。田園回帰も一価値観の転換であります。そういった新しい時代に一番マッチする、一つ、一周遅れのトップランナーになる可能性を秘めているのが、私は山間地域だと思っております。 そういった希望を持って、この地域は、そういった目で見えていくことが極めて重要だと考えております。10年、20年スパンで考えることが大事だと思っております。
議 長	柳議員
柳 議員	町長の貴重なご意見ありがとうございました。 続きまして、都市計画について質問させていただきます。 筑前町は、都市計画で、用途地域以外は非線引き区域で、市街化区域でも市街化調整区域でもありません。本来ならば、この区域内では、基本的に農地法の制約がなければ、届出をすれば自由に建築物を建てることできるはずです。 本町は、福岡県の都市計画マスタープランで県内を5地区に分けた中の福岡市都市圏の周辺地域として位置づけられています。これは、交通の利便性と住民の動向が福岡市に向かっているため、福岡都市圏に含まれているのです。この県のマスタープランは、国・県が指定する都市計画区域以外の地域については、市町村の策定する都市計画マスタープランに沿って都市計画を進めなさいと規定しており、5年ごと、10年先を目安に土地利用計画を見直し、検討しなさいと規定しています。 本町には、用途地域としての工業地域がなく、工場誘致が決定した段階で地域の用途が策定される仕組みのようです。農振法との兼ね合いもあるでしょうが、工業地域、準工業地域、商業地域、住居地域など、住民の意向を十分取り入れ、用途地域として策定し、将来像を示していただきたいものです。 また、農地や山林も都市計画の中に含まれていますので、豊かな田園生活が送れるように、田園住居地域としての用途の策定を今後の検討課題としていただきたいと思います。 森林については、町全体の3分の1と、豊かな森林資源に恵まれています。しかし、木材等の価格の低迷や後継ぎの離農などで、やむなく私有林を手放す人が出てくることは想像がつきます。開発などの進出によって、森林資源と水源の涵養、災害の防止が脅かされないように、どのように未然に防いでいくか、大きな今後の課題として残されるようになるでしょう。 都市計画はどうしても市街地に目を向けやすいものですが、本町の豊かな環境と、人口の動態、工業化への変革をうまく兼ね合わせて、住みよいまちづくりを模索してほしいものです。 本年度から策定されました第2次総合計画の中でも、都市計画は重要な項目として位置づけられています。この計画が価値あるものとして残せるように、総力を挙げて邁進していきましょう。 ここで、4項目のお尋ねをいたします。 まず、第1に、筑前町の都市計画と福岡市の都市計画との整合性をどう調整していく予定でしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 市町村は都市計画法に基づき、それぞれの将来都市像を描く都市計画マスタープランを策定し、まちづくりを進めてまいります。本町と福岡市では大分規模や

	実態が違ふかと思われませんが、県の都市計画基本方針、これでは県内を大きな四つの都市圏で構成をされております。筑前町は福岡市と同じ福岡都市圏になります。この圏域には、福岡市近隣の古賀市、新宮町をはじめ、春日市、大野城市、筑紫野市等から東峰村までが同都市圏であり、福岡市を中心に放射環状型のネットワーク形成により、国際中枢都市圏を目指すと言われております。 また、本町を境に小郡市や久留米市等の県南地域は筑後都市圏となり、地域色を生かした文化と産業を育む田園都市圏を目指すと言われ、豊かな自然の中に集落が立地しております。 そのほかには、北九州都市圏と筑豊都市圏の枠組みとなります。 また、それぞれの圏域は、実態的には、生活や産業の様々で広域的交流がなされていることから、この圏域をさらに大枠のブロック圏と位置づけております。このブロック圏は、明確な境界がなく、一部が重複するもので捉えられておりまして、筑前町は福岡ブロック圏と筑後ブロック圏の双方にまたがる枠組みとなります。 このことから、本町の主要道路沿線に市街地を形成する用途地域等では、福岡ブロック圏を見据えた都市相互の結びつきや機能連携を促進していくものと考え、一方の田園集落につきましては、筑後ブロック圏の枠組みのように豊かな自然環境や美しい田園風景等の景観保全と創出を積極的に図り、その中で田園に囲まれた低密度な住宅地の形成を図っていくものと考えております。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	2 番目の質問です。 用途地域の策定ですけれども、古いものは旧態依然として見直し作業があまり進展していないようです。私にとっては遅いように感じられますが、見解をお願いします。
議 長	都市計画課長
都 市 計 画 課 長	用途地域設定は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、良好な住環境を形成することを目的としております。土地利用の現況や動向及び将来の方向性を踏まえ、建物用途など規制を定め、住居、商業、工業系など、長期的に安定なものとして適切な配置を誘導する制度でございます。 近年の用途地域見直しにつきましては、9 年前にめくば一周辺と南高田区のそれを含む太刀洗駅周辺 40 ヘクタールを住居系で編入し、3 年前には、朝倉市都市計画区域だった三輪地区を筑前町都市計画区域で一本化しております。 用途地域は、都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地将来像に整合した内容となります。現在の都市計画マスタープランの目標年次が令和 8 年でございますので、まず、都市計画マスタープランの見直しから取り組んでまいりたいと考えます。 それと、先ほど議員がおっしゃいました田園住居地域につきましては、平成 29 年に新設されたばかりの用途でございます。国交省の活用エリアイメージでは、住宅街の営農環境と住環境の調和を図る住居系の地域とされております。3 大都市圏の市街地で検討をされているものなので、本町のように農振農用地が入り込む田園集落での設定に沿うものなのか、まだ研究していかなくてはなりません。今後の見直しの中で調整をしていきたいと考えているところでございます。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	先ほど言われましたように、田園住居地域、しっかり勉強していただきたいと

	思いますし、自分もまた勉強したいと思うんですけども、やはり農村地域に定住する若者たちを迎え入れるためには何らかの方策を立てていかなければならないと思っておりますので、都市計画の中で、そういうふうな農村地域に人が移住できるような環境設備を整えていただきたいと思いますと思っております。 それで、3番目、豊かな田園生活を若年層が送ることができるようにするためにはどのような計画を立てればよろしいとお考えでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。都市計画の観点でご説明いたします。 都市計画マスタープランで、全町を森林、田園集落、まちの3つのゾーンに分けております。それぞれが共生する空間構成を基調としております。 農地が定める平野、山麓部を田園集落ゾーンと位置づけしており、広々とした豊かな田園は、心を癒やし、生活に潤いを与える機能を有していますので、農地法による不正転用防止、農振法による適切な土地利用で農地の保全を図ります。 森林景観を有する山麓一帯につきましては、開発行為とその調和を自然環境保全条例により図ってまいります。また、自然に恵まれたレクリエーション施設や温泉施設もあり、広域から観光スポットを訪れる人が多く、新しい情報を道の駅から発信するなど、交流ネットワークを形成しているところでございます。 現在、農業で多くの若い方が頑張っておられます。申しましたような規制等を存続しながら、次の都市計画マスタープランへとつなげたいと考えております。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	4番目、先ほどのご答弁に重複するかもしれませんが、筑前町の第2次総合計画が価値あるものにするためには都市計画が大きな位置を占めていると考えますが、いかがでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	第2次総合計画では、機能的な都市、ゆとりある住まいの実現を掲げ、都市機能の維持、誘導に向けた方策を検討してまいります。具体的には、開発行為等の適正な土地利用への誘導と周辺環境への影響に配慮するようによりきめ細かな指導を行うことや、良好な住環境の整備及び都市公園の適正な維持管理に取り組み、生活環境、自然環境の保全を維持、改善していくことで、多くの町民がこれからも筑前町に住み続けたいと思うようなまちづくりを推進してまいります。 以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	都市計画については、これで質問を終わります。 3番目、集落地域整備法についての質問をいたします。 集落地域整備法について、これは昭和62年に施行された法律ですけども、平成23年に最終見直しが国土交通省及び農林水産省でなされ、同法の運用に関する技術的助言が示され、以前の通知は廃止されております。 内容的には、時代の推移とともに、農業本位の方針から調和のとれた農業の生産性の整備と都市環境の整備を図り、良好な営農条件の確保と安全で快適な居住環境の形成、良好な集落景観の保持形成、樹林地の保全などの目標を示すことが望ましいと規定されています。最終的には、その集落に居住する農業関係者及び地域住民の自発的な取り組みの機運を醸すことが必要と結論づけられているようです。 本町の取り組みに対して、今まで述べてきましたことも含めて、方向転換の方策を探る時期にきているのではと感じる現在です。

	ここで、2項目のお尋ねをいたします。 1、調和の取れた農村と都市環境をどのように整備して発展していく所存でしょうか。
議 長	農林商工課長
農 林 商 工 課 長	お答えをいたします。 議員がおっしゃられました集落地域整備法、この法律が成立した背景として、全国的に、都市計画と農振地域が重複した地域を中心に混住化が進展し、そのことにより問題が発生したという状況があります。 農業機械による騒音や消毒散布、肥料の臭いへのクレームなど、農業者にとって農業がやりにくい、逆に非農家にとって、農作業により居住環境が悪化といった営農条件及び居住環境の問題が発生いたしました。 このため、調和の取れた地域の整備に寄与することを目的に制定をされています。現在、14県の16地区で取り組まれており、例えば、市町村の条例により、建物建設の制限を可能とし、混住化を防ごうとするなど、良好な営農条件及び居住環境の確保を図るべく取り組まれています。 そこで適正な土地利用を図るためには、この法律に取り組む、取り組まないに関わらず、良好な営農条件及び居住環境の確保に努めていく必要があります。農業者の立場からは、営農上の利用に支障がないよう、かつ居住者にとっては良好な居住環境を有する地域として整備する。このため、無秩序な混住化は避け、農業的土地利用と都市的土地利用を計画的に行い、調和を図りつつ決定していくことが必要と考えます。 これによって、一つの目標である、農作業に支障がなく、且つできるだけ多くの人が住みやすいと感じる住環境の創出をこれからも目指してまいります。 以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	最後に、重複するかもしれませんが、さきにも述べましたように、第2次総合計画とともに若者が定住できるような住環境、そして、大きく転換していく機会が訪れているのではと感じておりますが、最後にどうぞよろしくお願いします。
議 長	企画課長
企 画 課 長	総合計画の関係もありますので、企画課のほうで回答させていただきます。 本町の北部の山地、高原には良好な森林が保全をされています。この山地からは、幾筋もの清流が流れ出し、その流域の平野部には美しい田園と趣のある集落地が点在した田園風景が一面に広がっております。この美しい自然こそ本町の最大の風土特性であり、まちづくりの中での町の誇りとして守り、生かしていくことが必要であるというふうに考えております。 このことを根底に据えて、農業を生かしながら、快適な都市環境の創出を図るべく、コンパクトな都市機能が展開し、自然と町が共生する都市を目指していきたいというふうに考えております。 第2次総合計画基本構想では、10年後の筑前町の将来像を「緑あふれる豊かで便利なおいなか」としており、前期基本計画に示している具体的な施策を通じて、まちづくりの取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。
議 長	柳議員
柳 議員	最後になりますけれども、コロナ感染症対策と第2次総合計画の初年度が重なって、大変な思いを皆さんされていると思います。 最後になりますけれども、町長の所見をお聞かせください。

議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 企画課長が申しあげましたように、緑を大切にするというのは本町の基本理念であります。憲法というべき住民憲章でもございます。そのことをベースにすることが、後世に今の資産をつないでいくということになるろうかと思っております。 私はいつも、今の筑前町で22世紀へ何を残すべきだろうかということを考えます。その折に、私は、大己貴神社おおなむちの祭礼に出席をいたします。先人たちはこの祭礼の中に何を込めてこの地で営んできたんだろうということを考えながら祭礼を見ますと、まさに豊作の祈願、そして平和であります。平和を願う儀式があそこに集約されております。 やはり、この筑前町に住んだ先人たちは、数百年、あるいは数千年、やはり農業を営んで豊作であることを祈念し、争い事をなくし、自然災害を畏敬し、そういった生活の中で今日があると。私どもが今言っております食と平和というまちづくりの大きなテーマ、これは私たち、今生きている者がにわかづくりに仕組んだものでも全くございません。やはり数千年からこの地に先人たちが継続してきたものを我々は引継ぎながら、磨きをかけているまちづくりをここ10年、20年でやっていくということだろうと思っております。 そこで、人生の歴史の中で大きな変革期が今訪れております。それは人口減少社会であります。このように構造的に人口が減少するということは、かつて、有史上なかったとも言われております。もちろん戦争、疫病がはやったときは別でありますけれども。そういった中で新たなまちづくりを構築しなければならない。そういった重要な転換点に今あるということでもあります。 今の集落整備、中期整備等々は、あの法律ができた時点は、私は久山町にも勉強しましたけれども、人口が非常に増大していた状態の中での人口抑制策であります。しかしながら、今はある程度、人口を増加しなければ地域が存続できないというような状況の変化がございます。 そういった中で、コロナウイルスが発症いたしました。コロナウイルスは新しい価値観をもたらせようとしております。言わば、総合計画の10か年でやらなければいけないことを数か年でやってしまわなければいけないような、そんな、ある面ではピンチ、ある面ではチャンスを与えてくれていると私は感じております。 したがって、コロナウイルス、自然環境というものが大いに注目されます。そういったことを十分生かしながら、本町の「とかいなか」、要するに「とかいなか」というのは、余裕があるまちづくり、田園文化都市であります。そういったものを今後、創意工夫しながら、つくり上げていくということが極めて重要だと、そういった考えでございます。中山間地域、私は大いなるポテンシャルを秘めた地域だと考えております。
議 長	柳議員
柳 議員	これで私の質問を終わらせていただきます。
議 長	これで、2番 柳雅明議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	以上で一般質問を終結します。 本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(16:22)